

第6期あま市障がい福祉計画 及び 第2期あま市障がい児福祉計画

素案

令和2年11月

あま市

はじめに



令和3年3月

あま市長 村上 浩司

目 次

◆ 第1章 計画の策定にあたって ◆	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3
5 計画の策定体制	4
6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	5
◆ 第2章 障がい者の状況 ◆	6
1 人口の推移	6
2 障害者手帳所持者数の推移	7
3 難病患者数の推移	11
4 教育・療育の状況	12
5 雇用・就業の状況	16
◆ 第3章 障がい者のアンケート等調査結果 ◆	19
1 障がい当事者アンケート調査結果	19
2 サービス提供事業所アンケート調査結果	46
3 関係団体ヒアリング結果	49
◆ 第4章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況 ◆	59
1 成果目標の達成状況	59
2 障害福祉サービス及び障がい児サービスの実績	63
3 地域生活支援事業の実績	71
◆ 第5章 計画の基本的な考え方 ◆	77
1 計画の基本理念	77
2 基本的視点	77
◆ 第6章 第6期障がい福祉計画 ◆	79
1 第6期計画の基本的な考え方	79
2 計画の期間	80
3 計画の対象	80
4 計画の内容	80
5 令和5年度の数値目標	81
6 障害福祉サービスの見込量	85
◆ 第7章 第2期障がい児福祉計画 ◆	92
1 第2期計画の基本的な考え方	92
2 計画の期間	92
3 計画の対象	92
4 計画の内容	92
5 令和5年度の数値目標	93
6 障がい児サービスの見込量	94
◆ 第8章 資料編 ◆	95

計画における表記方法等について

（１）「障がい」という表記について

この計画では、少しでも差別や偏見をなくし、人権を尊重するという主旨のもと、人の状態を表す際に使用する「障害」の「害」という漢字を、ひらがなにて表記しております。

ただし、以下の場合には例外となります。

①法律、条例、制度等の名称、略称及びそれらの引用文等

（例）障害者総合支援法、障害者差別解消法、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛知県障害福祉計画、障害福祉サービス、障害児通所支援 等

②団体名、機関名等、固有の名称を表すもの

（例）海部東部障害者総合支援協議会、あま市身体障害者福祉協会、あま市社会福祉課障害福祉係 等

③病名、症状名として定着しているもの

（例）発達障害、言語障害 等

（２）実績等の数値の近似値について

計画内に示した実績及び目標等の数値の中には、小数等が発生するため、近似値を記載しているものがあります。その場合、近似値は、記載されている最も下の位よりも一つ下の位の値を四捨五入することで算出しています。

◆ 第1章 計画の策定にあたって ◆

1 計画策定の趣旨

わが国では障害者基本法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）等の障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

また、平成 28 年 5 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

あま市では、平成 30 年 3 月に「第 2 次あま市障がい者計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）、「第 5 期あま市障がい福祉計画・第 1 期あま市障がい児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度、計画改定の年度を迎えて策定する「第 6 期あま市障がい福祉計画・第 2 期あま市障がい児福祉計画」は、「あま市障がい者計画」の基本理念や基本目標を踏まえつつ、障害福祉サービス等に関する提供体制やそれらの提供体制の確保のための方策等を定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「障がい児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

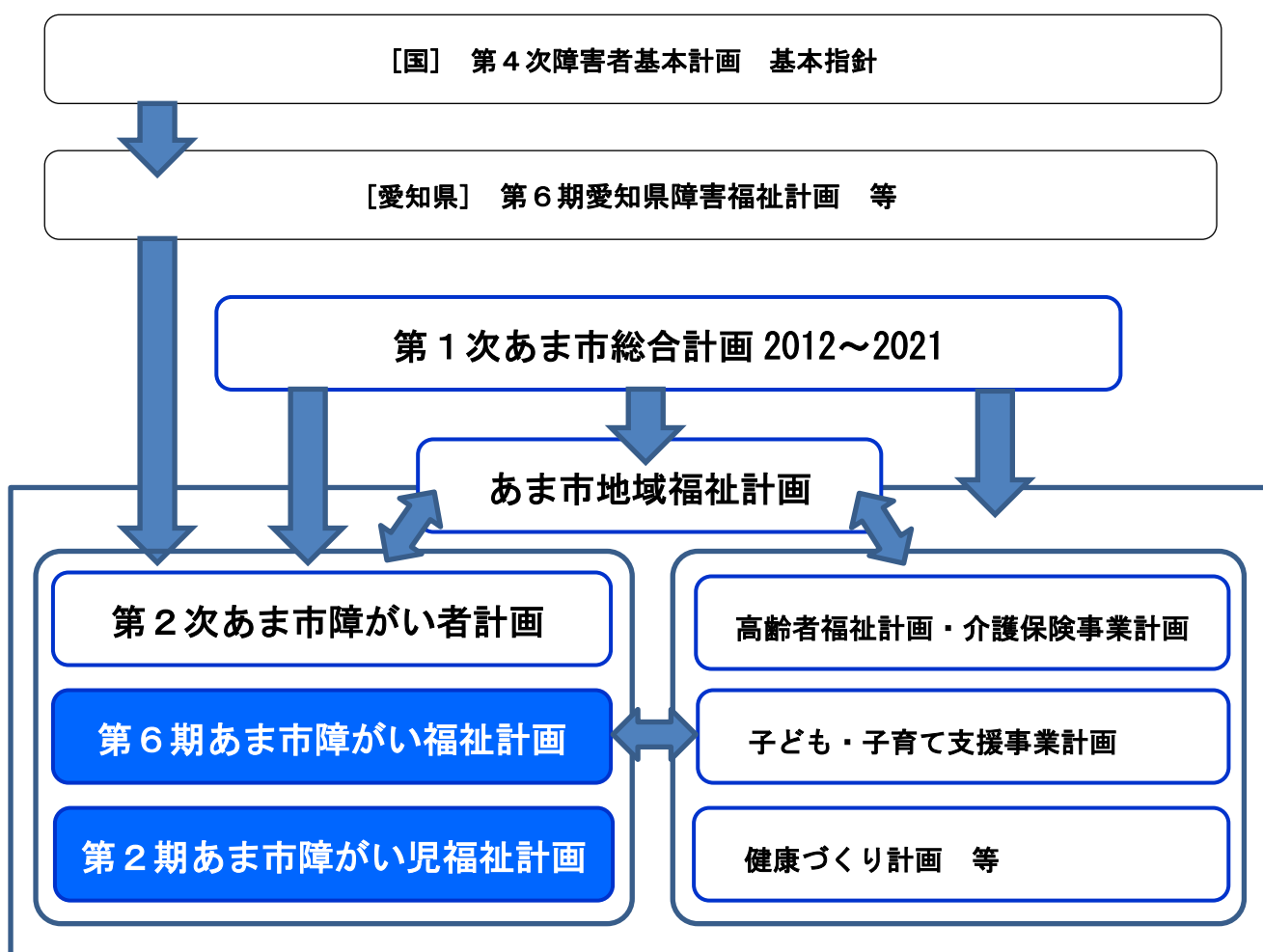
【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
内容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画

2 計画の位置付け

第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」及び「第6期愛知県障害福祉計画」などと整合性を図りながら、「第1次あま市総合計画 2012～2021」における「障がいのある人が安心して生活できるようにする」とした施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画として位置付けるとともに、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」は、令和3年度～令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

【計画の期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次障がい者計画						第3次障がい者計画		
					見直し			
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期市障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		見直し			見直し			

4 計画の進捗管理

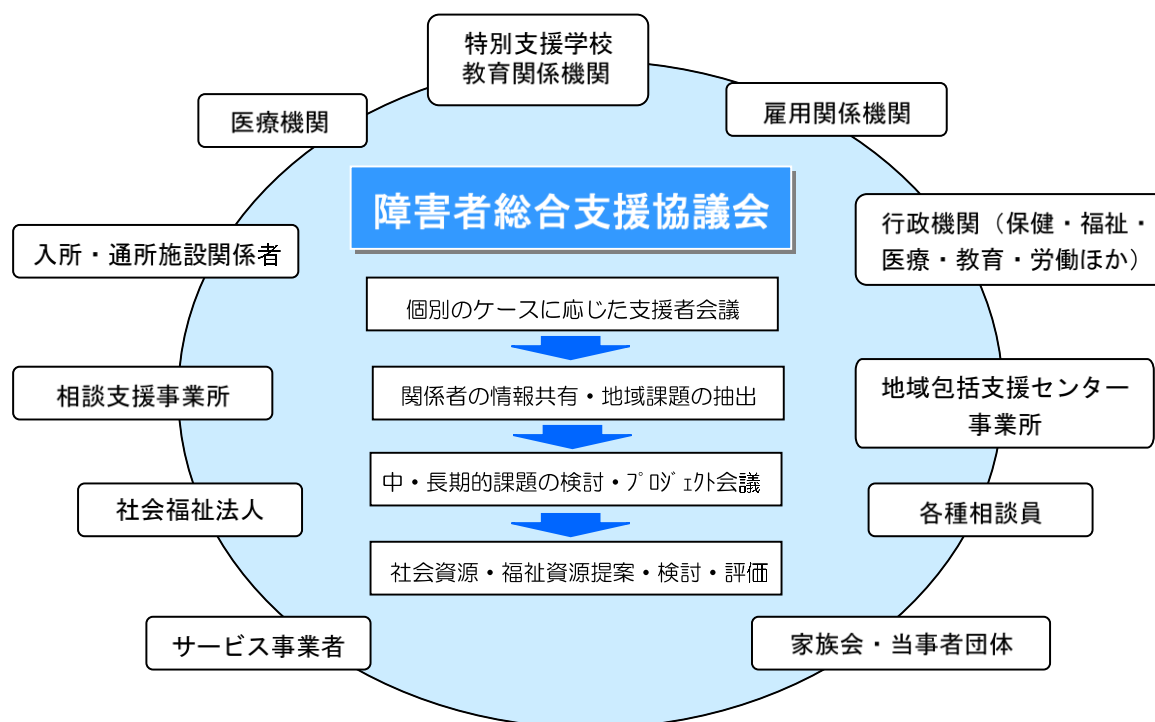
「第6期あま市障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等及び「第2期あま市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析等を行い、その結果を「海部東部障害者総合支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の進捗管理

計画 (Plan)	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Act)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施



■障害者総合支援協議会の構成



5 計画の策定体制

(1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議しました。

(2) アンケート調査の実施

障がい当事者アンケート調査：

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者または障害福祉サービス受給者証もしくは地域生活支援事業受給者証所持者計 4,324 人より 2,000 人を無作為抽出

サービス提供事業所アンケート調査：

あま市内及び近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業所 96 か所

(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■障がい福祉に関する動向

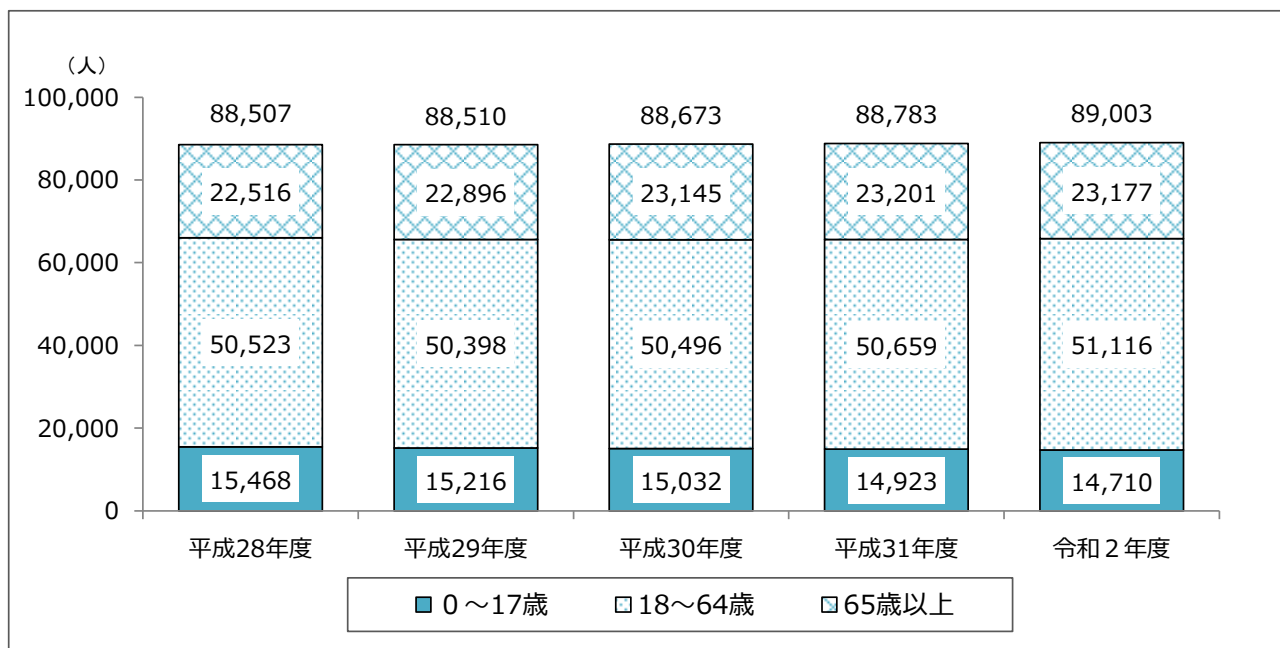
	障害者基本計画	障害福祉計画
障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向	障害者基本法の改正(平成 23 年 8 月) ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障 害者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行(平成 25 年 4 月) ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障害のある人を追加 ○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行) ○障がい者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービス利用円滑化 ○障がい児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害児福祉計画の策定 等 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	障がい福祉全般	
	障害者虐待防止法の施行(平成 24 年 10 月) ○障害者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	
	障害者差別解消法の施行(平成 28 年4月) ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等	
	発達障害者支援法改正(平成 28 年8月) ○発達障がい者にとっての社会的障壁の除去 ○発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める ○障がいの定義と発達障がいへの理解の促進 ○生活全般にわたる支援の促進 等	
	障害者雇用促進法の一部改正 (平成 31 年3月閣議決定、一部を除き令和2年4月施行) ○障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握 等	

◆ 第2章 障がい者の状況 ◆

1 人口の推移

あま市の総人口は、緩やかな増加傾向にあり、令和2年度では89,003人となっています。年齢3区分でみると、年少人口は減少傾向にあるのに対し、生産年齢人口や高齢者人口は増加しています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



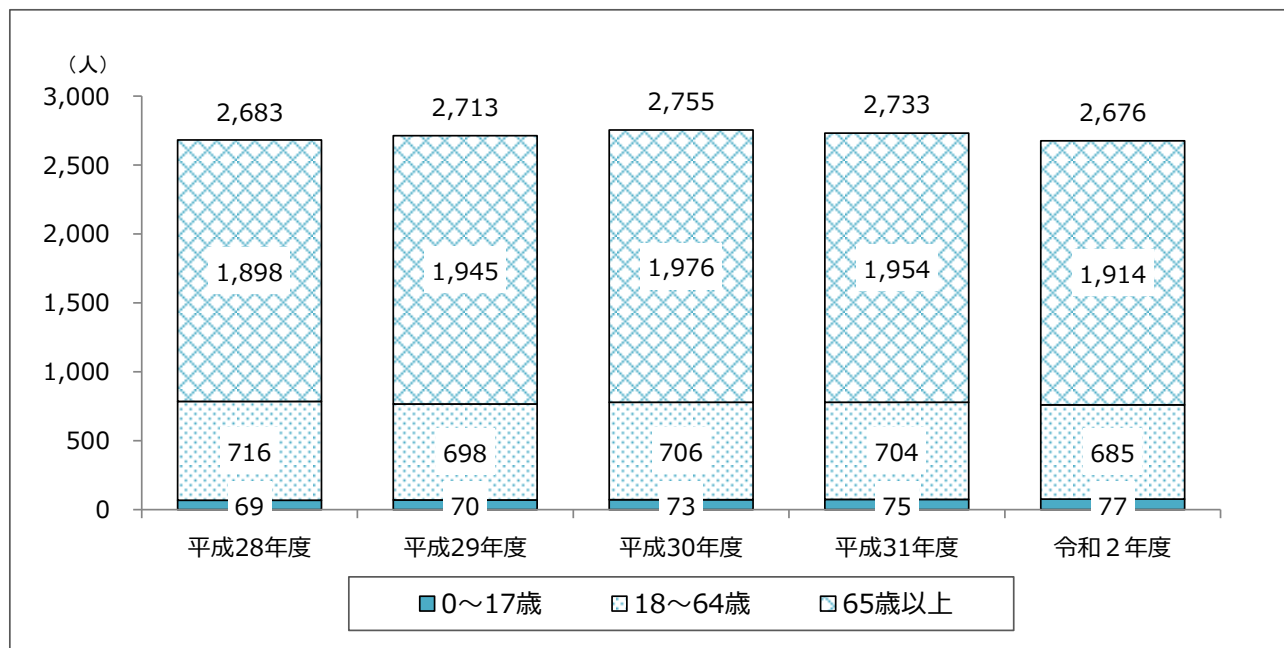
資料：市民課（各年度4月1日現在）

2 障害者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移の状況

身体障害者手帳所持者数は平成 30 年度をピークに減少傾向にあり、令和 2 年度では 2,676 人となっています。

図表 2 身体障害者手帳所持者数の推移



図表 3 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
1 級	764	787	796	779	765
2 級	409	410	429	422	415
3 級	599	595	600	625	621
4 級	602	606	607	601	584
5 級	157	157	160	155	148
6 級	152	158	163	151	143
計	2,683	2,713	2,755	2,733	2,676

資料：社会福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

図表 4 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

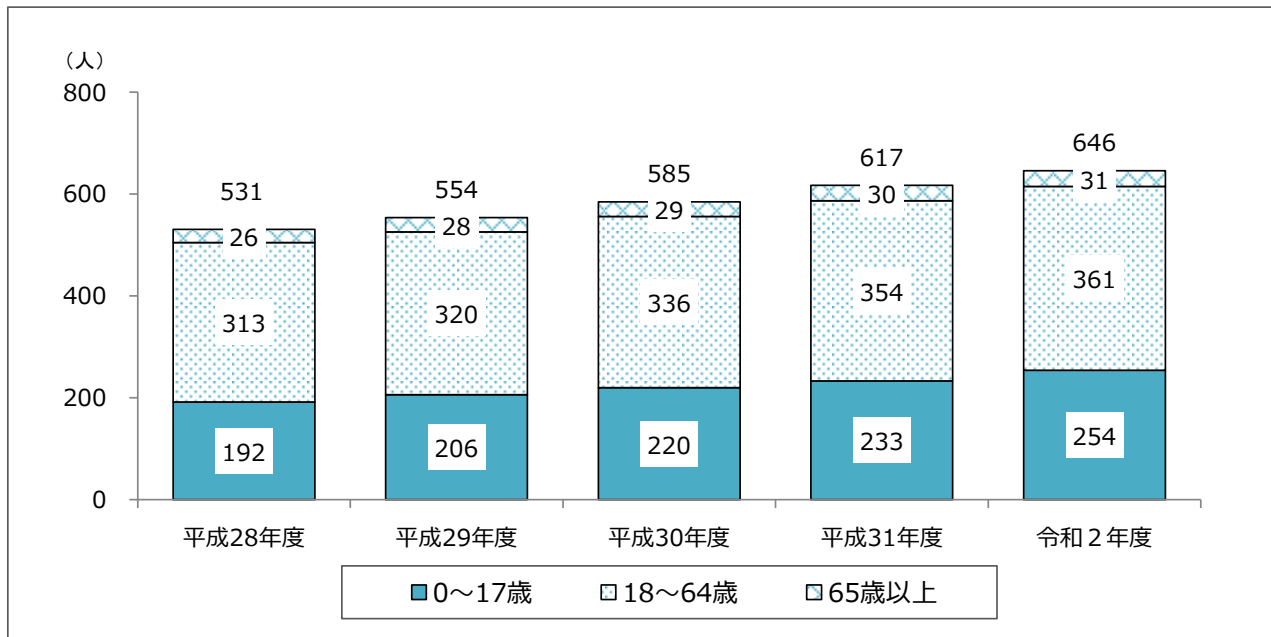
区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
視覚障がい		134	135	143	146	141
聴覚・平衡機能障がい		192	212	225	217	205
内 訳	聴覚	188	209	222	214	202
	平衡機能	4	3	3	3	3
音声・言語そしゃく 機能障がい		34	32	34	35	34
肢体不自由		1,466	1,450	1,453	1,431	1,391
内 訳	上肢	430	437	447	454	447
	下肢	591	569	565	549	533
	体幹	445	444	441	428	411
	運動機能(上肢機能)	0	0	0	0	0
	運動機能(移動機能)	0	0	0	0	0
内部障がい		857	884	900	904	905
内 訳	心臓機能	382	382	390	403	411
	じん臓機能	281	291	282	277	267
	呼吸器機能	52	59	65	66	65
	ぼうこう・直腸機能	131	139	145	137	143
	小腸機能	0	0	0	0	1
	免疫機能	4	6	9	11	11
	肝臓機能	7	7	9	10	7
計		2,683	2,713	2,755	2,733	2,676

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、年々増加傾向にあり、令和２年度では 646 人となっています。年齢区分でみると、18 歳未満の療育手帳所持者数は、平成 28 年度からの５年間では 32.3%（62 人）の増加となっています。また、18～64 歳では 15.3%（48 人）の増加となっています。

図表 5 療育手帳所持者数の推移



図表 6 判定区分別の療育手帳所持者数の推移

(人)

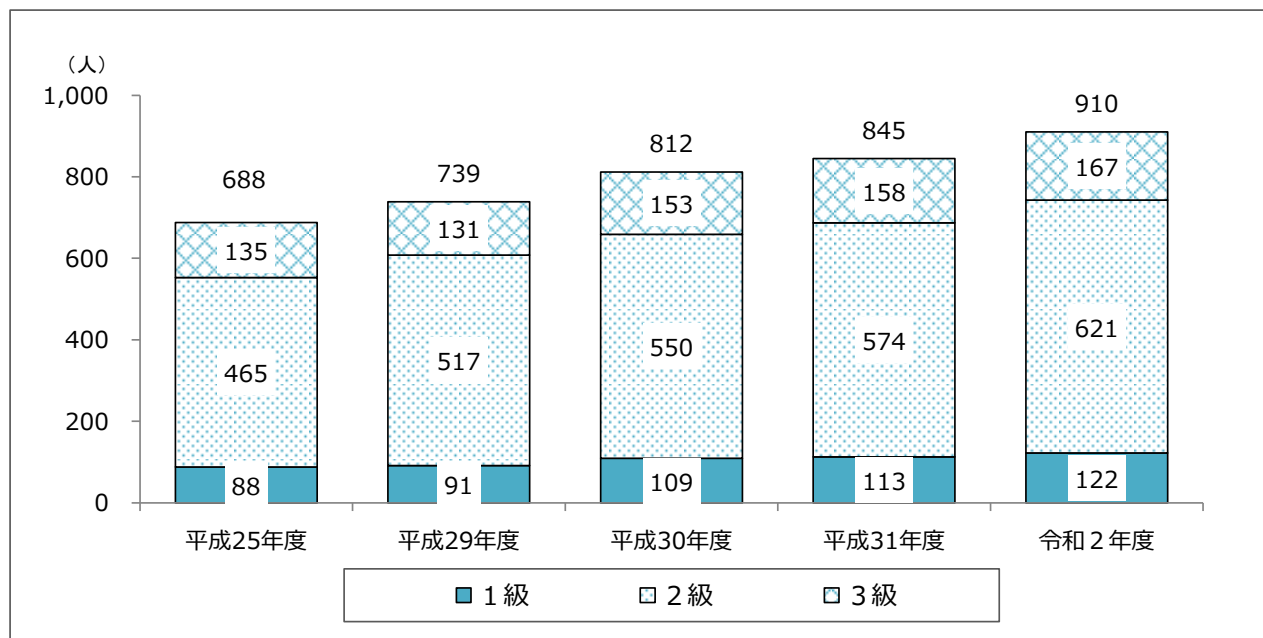
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
A(最重度)	110	113	114	117	117
A(重 度)	114	113	117	124	130
B(中 度)	139	139	145	151	164
C(軽 度)	168	189	209	225	235
計	531	554	585	617	646

資料：社会福祉課（各年度４月１日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあり、令和2年度では910人となっています。障がいの等級別でみると、平成28年度からの5年間では、いずれの等級においても1.2～1.3倍程度増加しています。

図表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

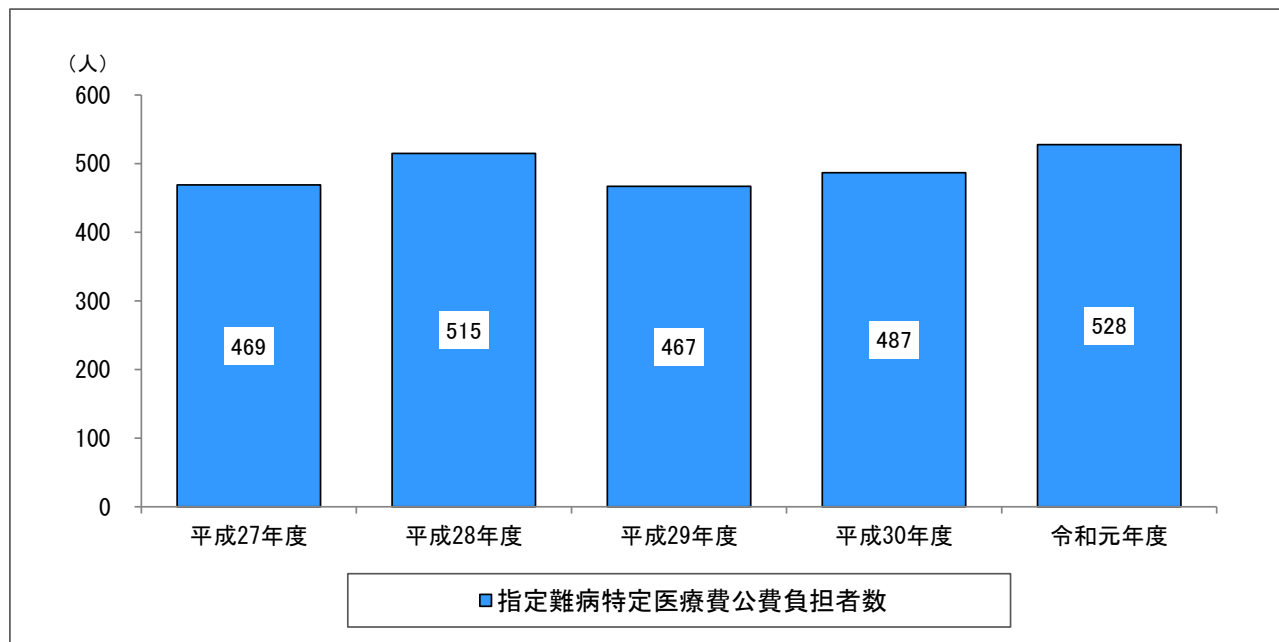


資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

3 難病患者数の推移

指定難病特定医療費公費負担者数は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、令和元年度では 528 人となっています。

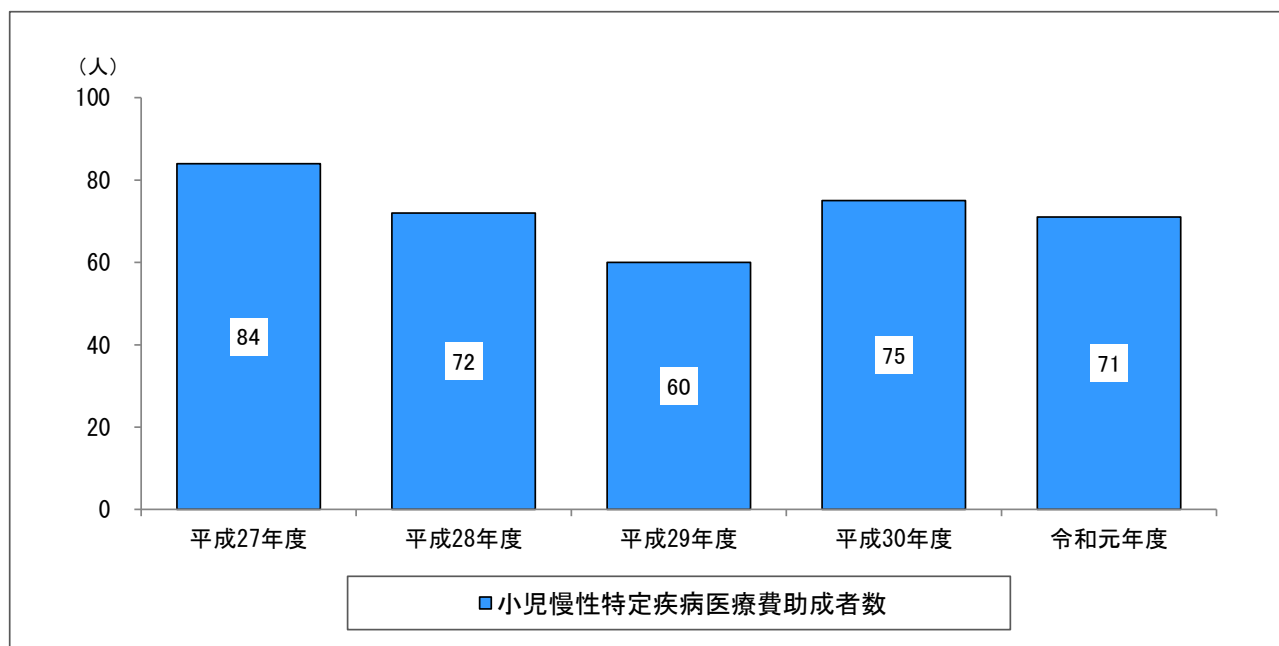
図表 8 あま市の指定難病特定医療費公費負担者数の推移



資料：津島保健所事業概要（各年度末実人数）

小児慢性特定疾病医療費助成者数は、平成 28 年度以降 70 人前後で推移しています。

図表 9 あま市の小児慢性特定疾病医療費助成者数の推移



資料：津島保健所事業概要（各年度末実人数）

4 教育・療育の状況

(1) 小学校就学前の障がい児の教育（療育）の状況

親子通園療育事業参加者数の平成 28 年度から令和 2 年度までの推移では、30～40 人程度で推移しています。

障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移については、保育所及び認定こども園の利用人数が増加傾向にあります。

図表 10 親子通園療育事業の参加者の推移

(人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
にこにこ園(七宝)	13	10	10	7	8
きらきら園(美和)	11	12	16	14	12
ほのぼの園(碓目寺)	14	11	16	13	15
計	38	33	42	34	35

資料：子育て支援課（各年度 4 月 1 日現在）

図表 11 障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移

(人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
保育所	35	42	50	55	57
認定こども園	0	2	17	13	15
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	15	14	16	11	6
計	50	58	83	79	78

資料：子育て支援課（各年度 4 月 1 日現在）

(2) あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

あま市内の小学校・中学校の全体の在学者数が減少傾向であるのに対し、特別支援学級の在学者数は年々増加傾向にあり、令和2年度では小学校の在学者数は181人、中学校の在学者数は51人の計232人となっています。

令和2年度の障がいの区分別でみると、知的障害が98人、肢体不自由が6人、病弱・身体虚弱が5人、弱視が1人、難聴が2人、自閉症・情緒障害が120人となっています。

図表 12 あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移

(人)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学校数(校)	11	12	12	12	12
	学級数(学級)	28	33	34	38	42
	在学者数(人)	111	129	139	160	181
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	12	11	12	12	13
	在学者数(人)	40	38	43	41	51
在学者合計(人)		151	167	182	201	232

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

図表 13 〈参考〉あま市内の小学校・中学校の全体の在学状況の推移

(人)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学校数(校)	12	12	12	12	12
	学級数(学級)	192	195	195	198	203
	在学者数(人)	5,152	5,089	5,013	4,947	4,924
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	89	85	84	84	84
	在学者数(人)	2,697	2,623	2,544	2,504	2,446
在学者数合計(人)		7,849	7,712	7,557	7,451	7,370

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

図表 14 あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(人)

区 分	学級数	在学者数									
		小学校						中学校			計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
知的障害	20	8	9	12	12	12	19	10	10	6	98
肢体不自由	4	2	1	0	2	1	0	0	0	0	6
病弱・身体虚弱	4	0	1	2	1	0	0	0	0	1	5
弱視	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
難聴	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	24	21	17	20	18	16	4	10	6	8	120
計	55	32	29	35	33	29	23	20	16	15	232

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

(3) 特別支援学校の在学状況

令和2年5月1日現在のあま市に在住する特別支援学校の在学者数は、合計で95人となっています。

図表 15 あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(人)

種 別	学校名	所在地	あま市の在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
盲学校	名古屋盲学校	名古屋市千種区	0	0	0	0	0
聾学校	一宮聾学校	一宮市	2	3	0	1	6
知的障害 特別支援学校	佐織特別支援学校	愛西市		26	16	26	68
	春日台特別支援学校	春日井市	0	1	0	0	1
	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	大府市				1	1
	区域外特別支援学校					1	1
肢体不自由 特別支援学校	一宮特別支援学校	一宮市	0	1	4	1	6
	区域外特別支援学校			6	0	4	10
病弱 特別支援学校	大府特別支援学校	大府市		0	2	0	2
計			2	37	22	34	95

資料：愛知県（令和2年5月1日現在）

5 雇用・就業の状況

(1) 一般企業における障がい者の雇用の状況

一般企業における障がい者の雇用の状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、国は、一般企業に対して、障害者雇用率（法定雇用率）2.2%以上（平成 30 年 4 月 1 日より）を義務づけ、これを満たさない企業からは「障害者雇用納付金」を徴収し、障がい者を多く雇用している企業には「障害者雇用調整金」や各種助成金を支給しています。

令和元年 6 月 1 日現在のハローワーク津島管内における実雇用率は 2.02%で、愛知県と同程度、全国の実雇用率よりも低くなっています。また、雇用率未達成企業の割合は 51.6%で、愛知県及び全国よりも低い割合となっています。

図表 16 一般企業における障がい者の雇用の状況

(%)

規模別	ハローワーク津島管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
45.5～99 人	1.53	50.0	1.51	55.8	1.17	54.5
100～299 人	1.91	51.7	1.77	50.7	1.97	47.9
300～499 人	1.85	62.5	1.98	55.7	1.98	56.1
500～999 人	2.22	60.0	2.00	59.3	2.11	56.1
1,000 人以上	4.09	0.0	2.29	45.2	2.31	45.4
全対象企業	2.02	51.6	2.02	53.8	2.11	52.0

資料：ハローワーク津島（令和元年 6 月 1 日現在）

(2) ハローワーク津島に登録している障がい者の状況

令和2年8月31日現在のハローワーク津島管内における新規で求職の申し込みをした障がい者数は221人となっています。就職件数は113件で、就職率は51.1%にとどまっています。

図表 17 ハローワーク津島に登録している障がい者の推移

(人)

区 分	障がい 種別	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
新規求職申込者数	身体	112	145	122	64
	知的	60	60	63	38
	精神	267	291	362	119
	計	439	496	547	221
就職件数	身体	61	50	52	24
	知的	40	48	39	25
	精神	137	139	194	64
	計	238	237	285	113
新規登録者数	身体	58	76	68	35
	知的	27	24	33	25
	精神	151	178	214	59
	計	236	278	315	119
有効求職数	身体	204	240	230	263
	知的	106	95	96	102
	精神	403	440	507	543
	計	713	775	833	908
就職中の者	身体	542	545	565	571
	知的	459	483	503	519
	精神	491	587	691	697
	計	1,492	1,615	1,759	1,787
保留中の者	身体	21	13	13	13
	知的	6	5	5	5
	精神	25	31	33	32
	計	52	49	51	50

資料：ハローワーク津島（各年度3月31日現在。令和2年度は8月31日現在）

令和2年8月31日現在の第一種登録者（身体障がい者）の障がい別登録者数では、内部疾患が220人と最も多く、次いで、下肢が184人、上肢が156人となっています。第二種登録者数では、知的障がい者が626人、精神障がい者が1,272人、発達障害が50人となっています。

図表 18 ハローワーク津島に登録している障がい者の障がい別の状況

障がい 種 別	障がい内容	登録者数		(内訳)					
				有効求職者数		就 業 中		保 留 中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体	視覚	49	1.8	17	1.8	32	13.8	0	0.0
	聴覚・言語等	107	3.8	26	2.8	81	4.5	0	0.0
	上肢	156	5.6	45	4.8	107	5.9	4	7.8
	下肢	184	6.6	50	5.3	131	7.2	3	5.9
	体幹	119	4.3	30	3.2	88	4.9	1	2.0
	脳病変	12	0.4	5	0.5	7	0.4	0	0.0
	内部疾患	220	7.9	90	9.6	125	6.9	5	9.8
	小計	847	30.3	263	28.1	571	31.6	13	25.5
知的	知的障がい	626	22.4	102	10.9	519	28.7	5	9.8
精神	精神障がい	1,272	45.5	543	58.1	697	38.5	32	62.7
	発達障害	50	1.8	27	2.9	22	1.2	1	2.0
合計		2,795	100.0	935	100.0	1,809	100.0	51	100.0

資料：ハローワーク津島（令和2年8月31日現在）

◆ 第3章 障がい者のアンケート等調査結果 ◆

1 障がい当事者アンケート調査結果

あま市では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をおうかがいするアンケート調査を実施しました。

■ 調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するため、本市に居住する障がいのある方（身体・知的・精神）の日常生活などの現状や福祉サービスに対するニーズなどを把握することを目的に実施しました。

■ 調査対象者（抽出前）

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者または障害福祉サービス受給者証もしくは地域生活支援事業受給者証所持者計 4,324 人

■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■ 調査期間

令和2年8月6日～8月24日（調査基準日 令和2年4月1日）

■ 送付対象者数、有効回答者数、回答率

無作為抽出後の送付対象者数は、全体で2,000人、うち1,008人（有効1,005人、無効3人）から回答を得ることができました。有効回答者数を対象者数で除した回答率は50.3%でした。

■ 送付対象者数、有効回答者数、回答率

送付対象者数	有効回答者数	回答率
2,000	1,005	50.3%

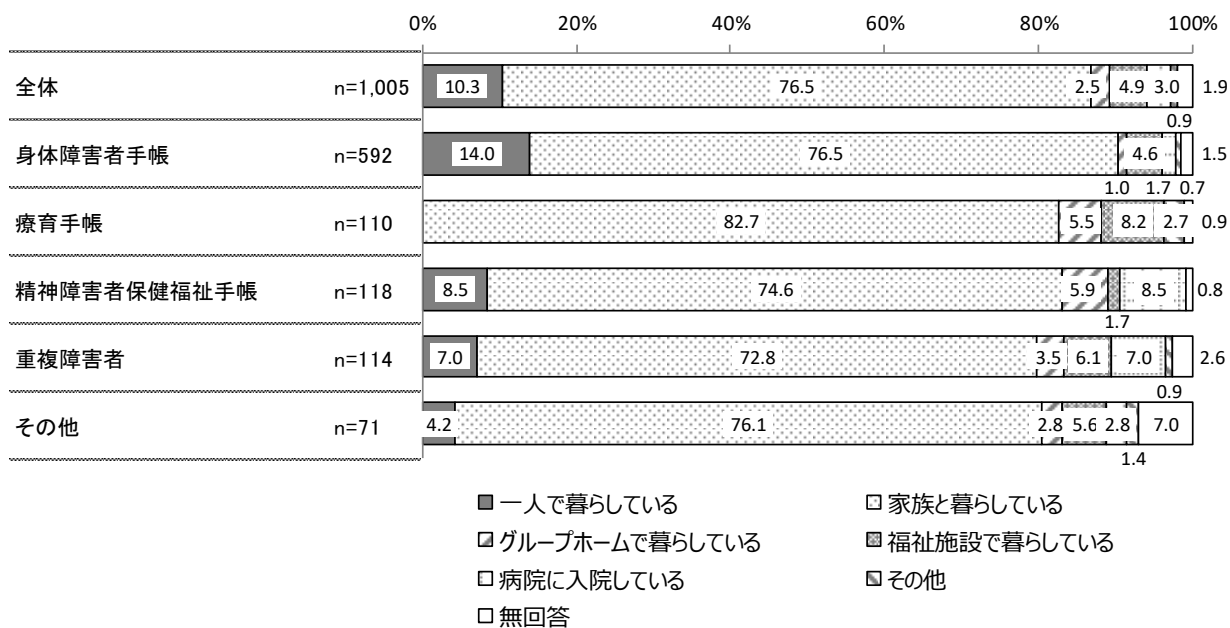
■ 調査結果の見方

- (1) 回答率はすべて％（パーセント）で表し、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- (2) 母数となるべき回答者数は、「n＝」または「調査数」として記載しました。回答率は、この数を 100％として算出しています。
- (3) 回答率（％）は、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのため各選択肢の回答率の合計が 100％にならない場合があります。
- (4) 複数回答が可能な質問では、回答率算出の母数は回答者数とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何％なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は 100％とはなりません。
- (5) 本報告書の表の見出し及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。
- (6) 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「重複障がい者」のいずれにも該当しないものは「その他」としています。
- (7) 比較可能なものは、「平成 30 年度障がい福祉計画アンケート調査」の結果を掲載しています。

(1) 暮らしについて

・あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が76.5%と最も多くなっています。障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が7割を超えています。

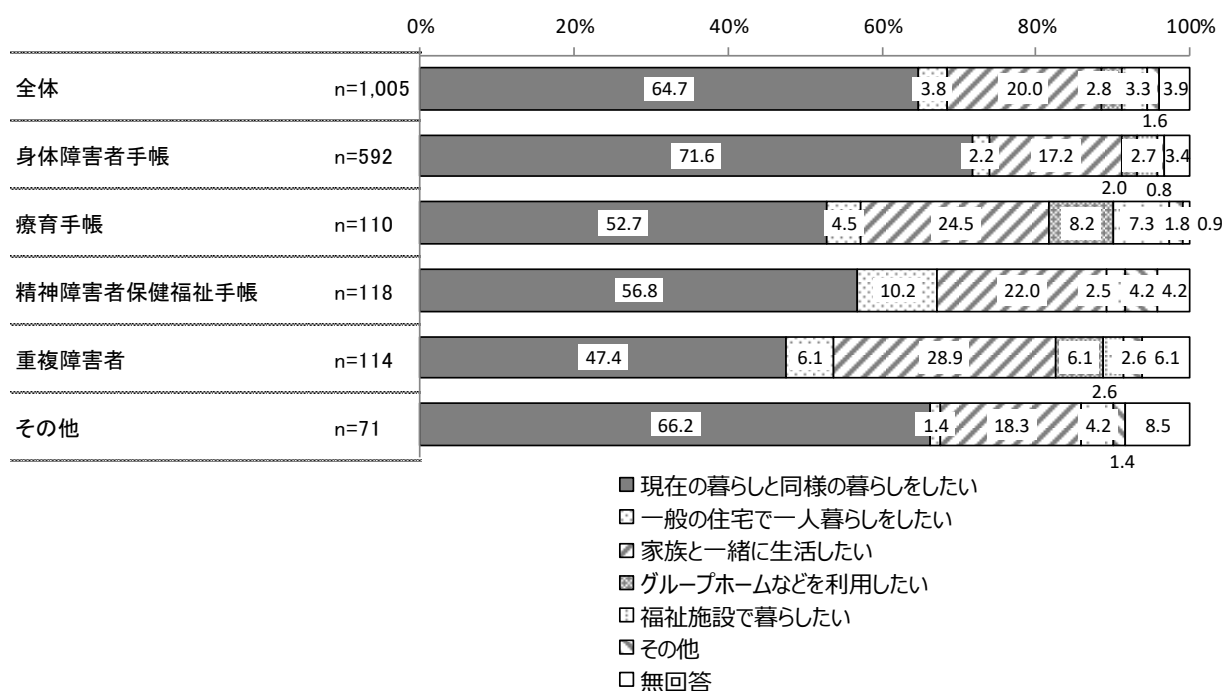


・あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

今後3年以内に希望する暮らし方については、「現在の暮らしと同様の暮らしをしたい」が64.7%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が20.0%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「現在の暮らしと同様の暮らしをしたい」が最も多くなっており、特に身体障害者手帳所持者では71.6%となっています。

また、現在の暮らしと同様の暮らしをしたいと回答した人の内訳では、「家族と暮らしている」が81.2%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が12.6%となっています。

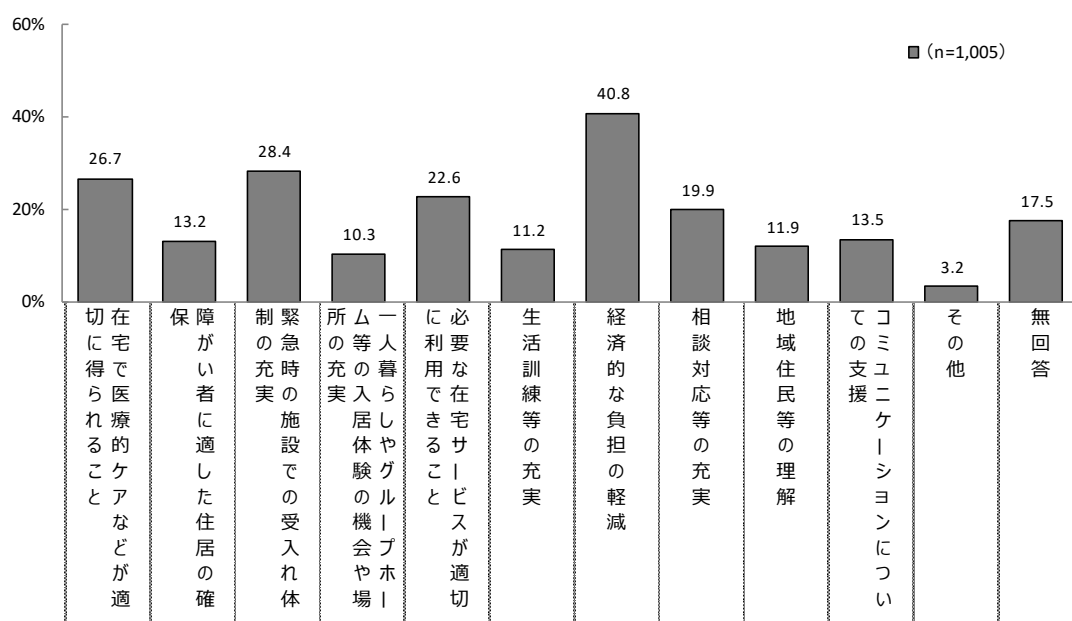


		調査数	問21 現在の暮らし方について						無回答
			一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	
調査数		1005	10.3	76.5	2.5	4.9	3.0	0.9	1.9
今後3年以内に希望する暮らし方	現在の暮らしと同様の暮らしをしたい	650	12.6	81.2	1.4	2.9	1.2	0.6	-
	一般の住宅で一人暮らしをしたい	38	28.9	52.6	13.2	-	2.6	2.6	-
	家族と一緒に暮らしたい	201	2.0	90.0	1.0	2.5	4.0	0.5	-
	グループホームなどで暮らしたい	28	7.1	46.4	28.6	14.3	3.6	-	-
	福祉施設で暮らしたい	33	3.0	15.2	3.0	57.6	18.2	-	3.0
	その他	16	18.8	50.0	-	6.3	6.3	18.8	-

・希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が40.8%と最も多く、次いで、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が28.4%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が26.7%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が22.6%となっています。

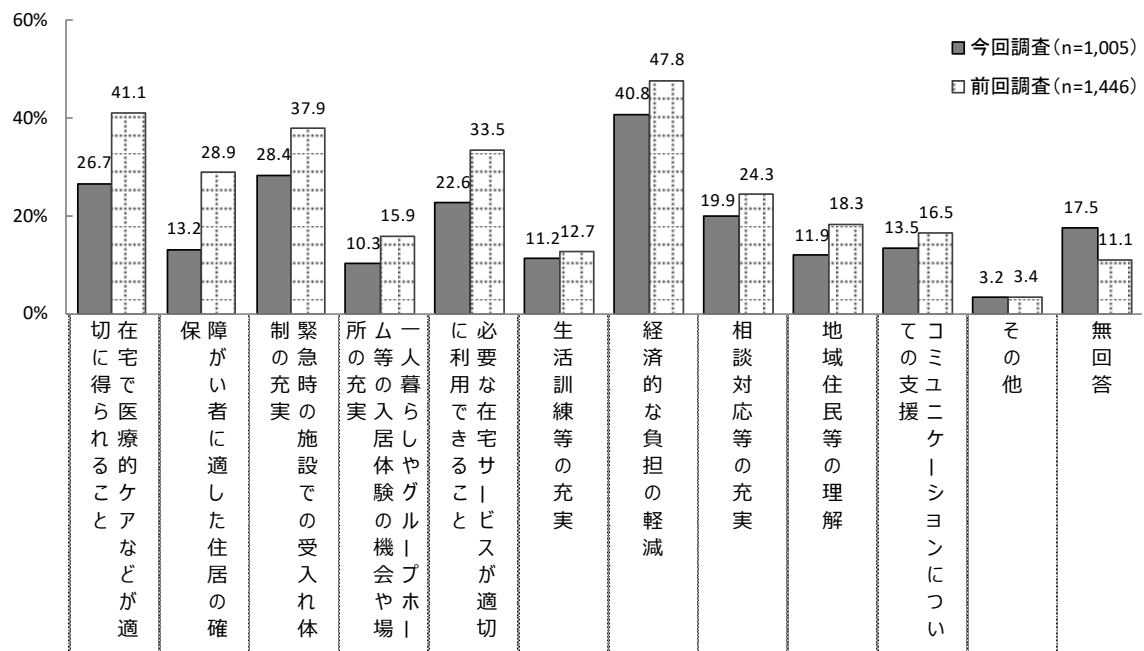
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。身体障害者手帳所持者では次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、療育手帳所持者では「緊急時の施設での受入れ体制の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談対応等の充実」が多くなっています。



		調査数	問23 希望する暮らしを送るために必要な支援											
			在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホーム等の入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
調査数		1005	26.7	13.2	28.4	10.3	22.6	11.2	40.8	19.9	11.9	13.5	3.2	17.5
障害別	身体障害者手帳	592	33.6	13.3	31.4	6.9	27.4	6.6	36.3	14.5	6.6	7.4	3.2	19.9
	療育手帳	110	10.0	17.3	37.3	25.5	11.8	31.8	45.5	31.8	30.0	32.7	3.6	10.0
	精神障害者保健福祉手帳	118	13.6	9.3	16.9	9.3	16.9	13.6	62.7	31.4	20.3	24.6	3.4	11.0
	重複障害者	114	23.7	14.9	23.7	17.5	17.5	13.2	41.2	20.2	13.2	17.5	4.4	14.9
	その他	71	21.1	9.9	15.5	5.6	16.9	11.3	33.8	26.8	12.7	9.9	-	23.9

【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、順番の入れ替わりはあるものの、同様の傾向が見られます。



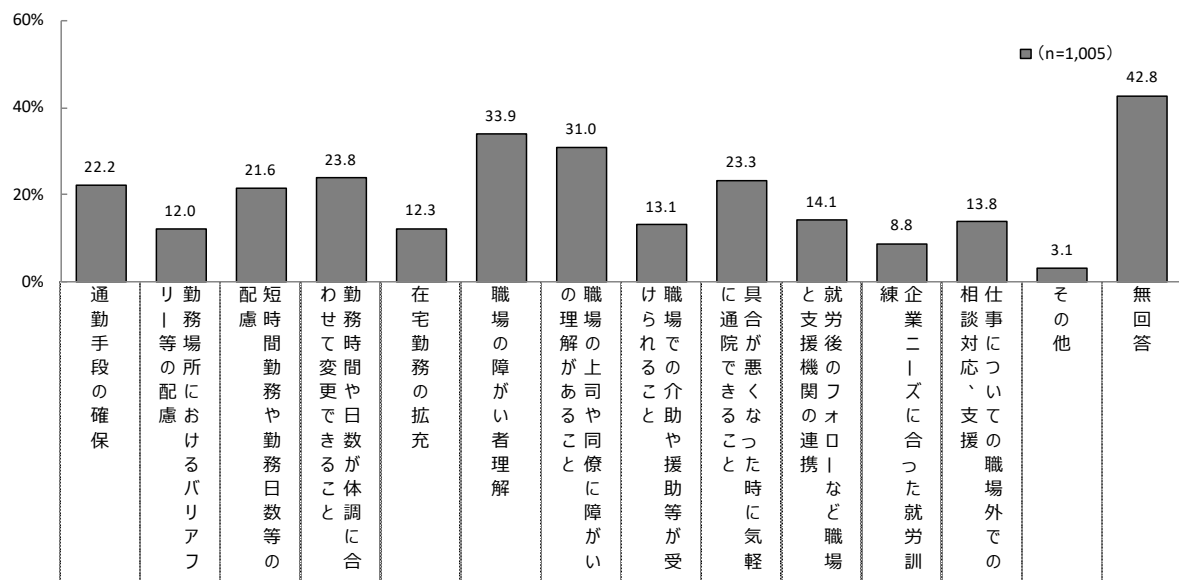
(2) 就労支援について

・あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が33.9%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が31.0%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が23.8%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が23.3%、「通勤手段の確保」が22.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が21.6%となっており、障がい者の就労に対するニーズは多岐に渡っています。

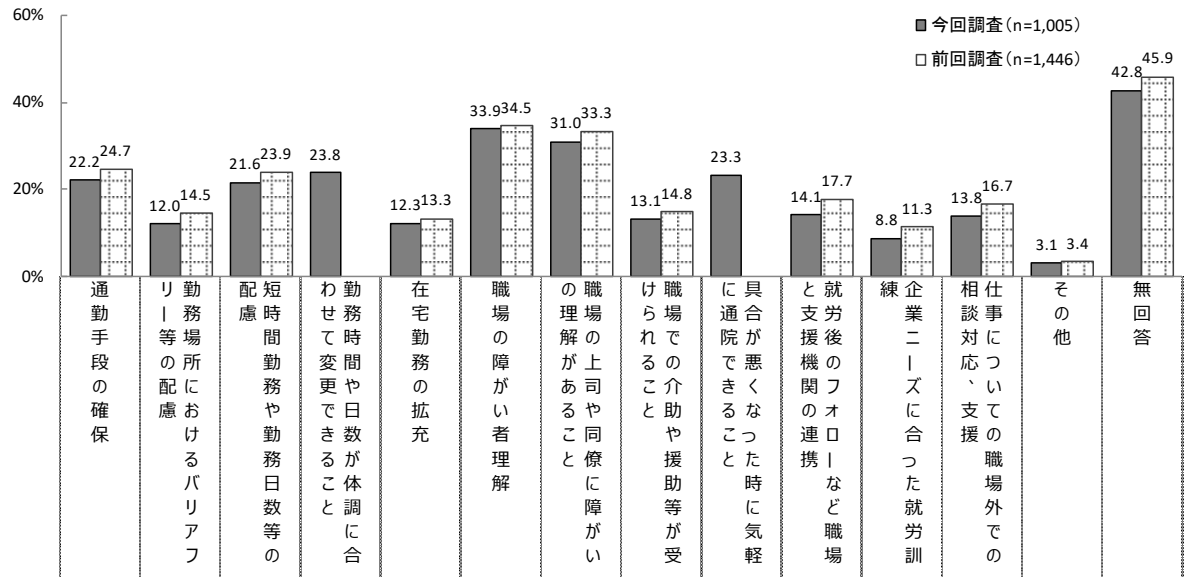
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「職場の障がい者理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が多くなっています。



		調査数	問33 障がい者の就労支援として必要なこと													
			通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
調査数		1005	22.2	12.0	21.6	23.8	12.3	33.9	31.0	13.1	23.3	14.1	8.8	13.8	3.1	42.8
障 害 別	身体障害者手帳	592	17.9	14.5	18.8	20.9	12.3	25.0	23.1	9.8	20.4	6.6	5.4	7.1	2.5	50.2
	療育手帳	110	40.0	6.4	25.5	23.6	5.5	62.7	57.3	30.9	20.9	38.2	21.8	35.5	0.9	22.7
	精神障害者保健福祉手帳	118	28.0	7.6	40.7	43.2	22.0	55.1	48.3	17.8	35.6	25.4	11.9	25.4	5.1	22.0
	重複障害者	114	24.6	9.6	14.0	18.4	9.6	29.8	29.8	10.5	28.9	17.5	8.8	15.8	6.1	42.1
	その他	71	16.9	11.3	19.7	23.9	11.3	35.2	29.6	9.9	21.1	15.5	11.3	14.1	2.8	47.9

【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、前回調査と比べて選択肢が異なるものの、上位2項目の順位は変わらず同様の結果となっています。また、今回調査では前回調査になかった選択肢の「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が上位2項目に次いで多くなっています。

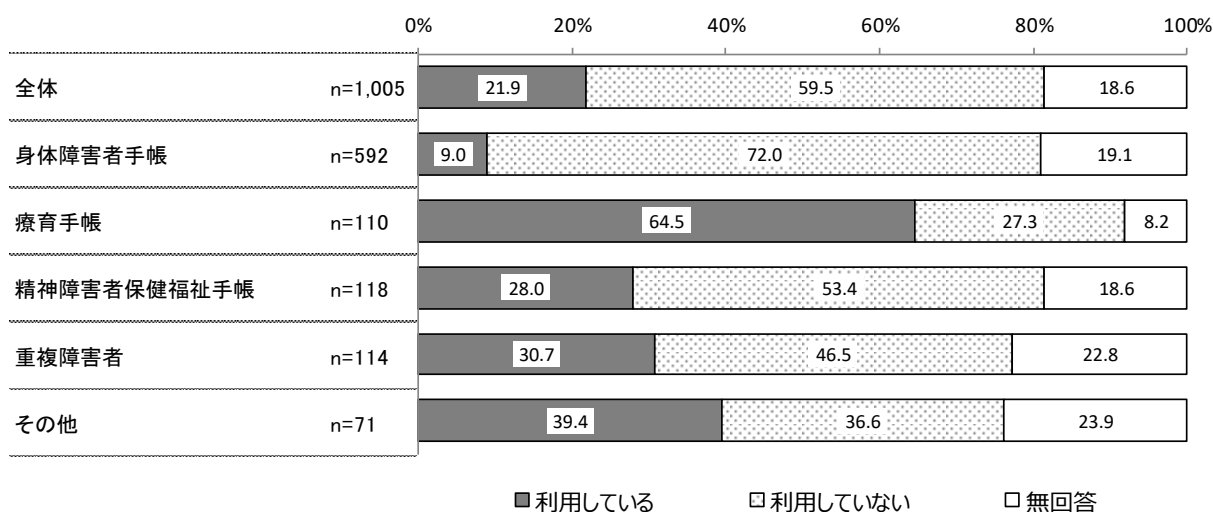


(3) 障害福祉サービスについて

・あなたは障害福祉サービス、地域生活支援事業又は障がい児向けサービスを利用していますか。
(○は1つだけ)

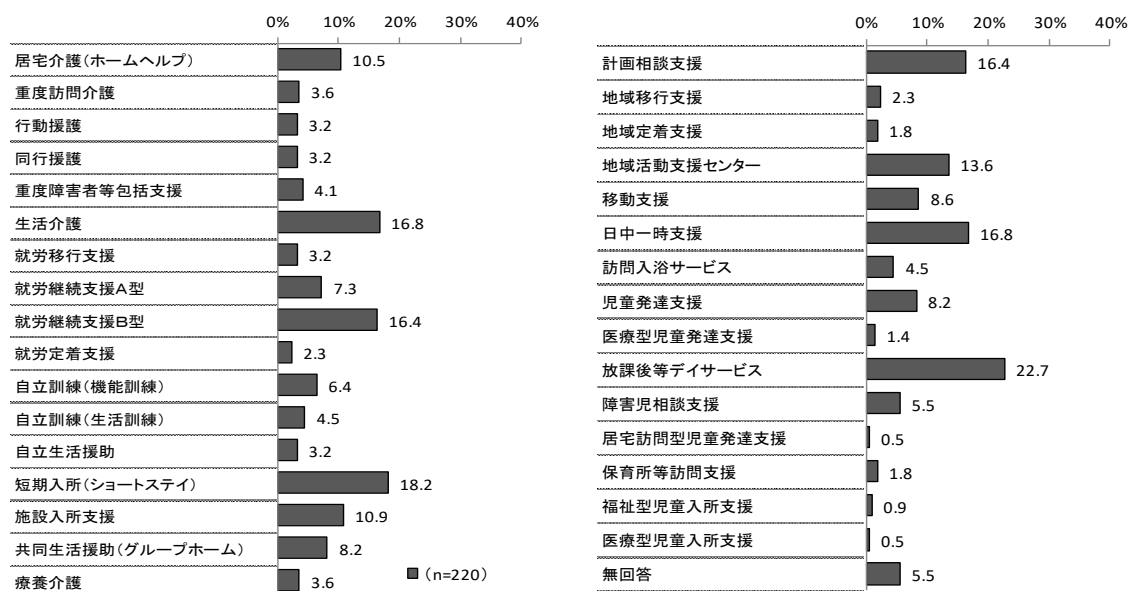
サービスの利用については、「利用している」が21.9%、「利用していない」が59.5%となっています。

障がい別でみると、「利用している」人は、身体障害者手帳で9.0%、療育手帳で64.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者で28.0%、重複障がい者で30.7%となっています。

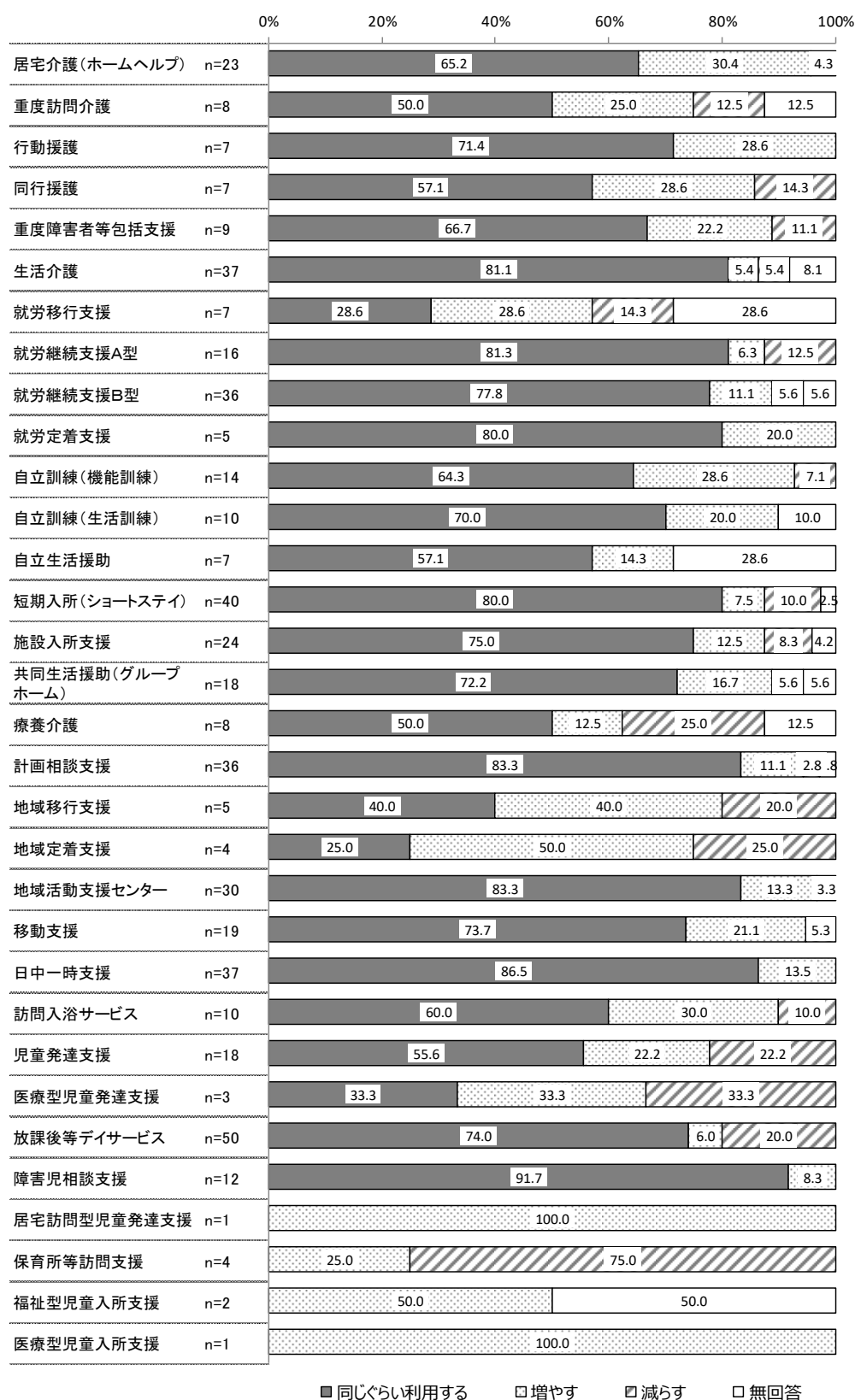


・お手持ちの受給者証をご確認いただき、現在利用中のすべてのサービスについて、○をつけ、さらに今後3年以内の利用予定または意向を回答してください。

現在、利用している障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が22.7%と最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が18.2%、「生活介護」「日中一時支援」が16.8%となっています。



今後3年以内の利用予定又は利用意向については、「生活介護」「就労継続支援A型」「就労定着支援」「短期入所（ショートステイ）」「計画相談支援」「地域活動支援センター」「日中一時支援」「障害児相談支援」などでは「同じくらい利用する」が8割を超えています。

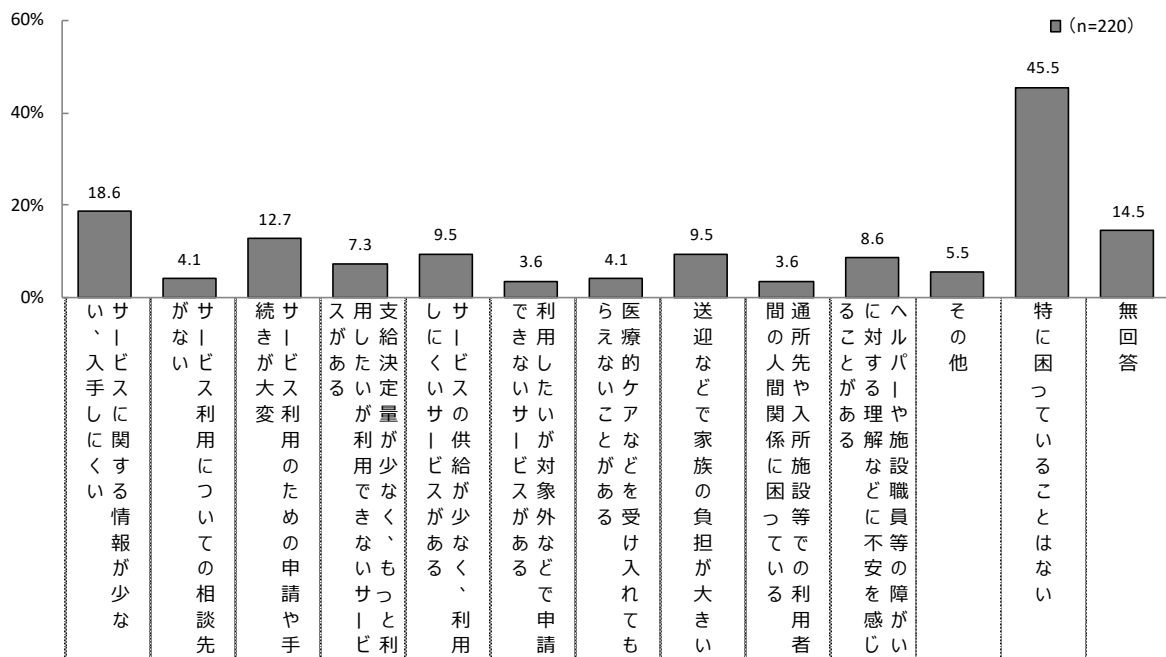


(4) サービス利用で困っていることについて

・サービスの利用で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

サービスの利用で困っていることについては、「特に困っていることはない」が45.5%と最も多くなっています。困っている人では、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が18.6%と最も多く、次いで「サービス利用のための申請や手続きが大変」が12.7%となっています。

障がい別でみると、困っている人は、身体障害者手帳所持者や療育手帳所持者、重複障がい者では「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「サービス利用のための申請や手続きが大変」があげられています。



		調査数	問39 サービスの利用で困っていること												
			サービスに関する情報が少ない、入手しにくい	サービス利用についての相談先がない	サービス利用のための申請や手続きが大変	支給決定量が少なく、もっと利用したいが利用できないサービスがある	サービスの供給が少なく、利用しにくいサービスがある	利用したいが対象外などで申請できないサービスがある	医療的ケアなどを受け入れてもらえないことがある	送迎などで家族の負担が大きい	通所先や入所施設等での利用者間の人間関係に困っている	ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解などに不安を感じる	その他	特に困っていることはない	無回答
調査数		220	18.6	4.1	12.7	7.3	9.5	3.6	4.1	9.5	3.6	8.6	5.5	45.5	14.5
障 害 別	身体障害者手帳	53	17.0	-	11.3	11.3	3.8	3.8	3.8	11.3	1.9	5.7	5.7	41.5	22.6
	療育手帳	71	18.3	5.6	9.9	4.2	9.9	4.2	4.2	9.9	1.4	8.5	4.2	45.1	9.9
	精神障害者保健福祉手帳	33	18.2	6.1	21.2	9.1	12.1	3.0	3.0	3.0	12.1	3.0	-	60.6	6.1
	重複障害者	35	28.6	5.7	20.0	11.4	20.0	5.7	8.6	17.1	2.9	20.0	8.6	31.4	17.1
	その他	28	10.7	3.6	3.6	-	3.6	-	-	3.6	3.6	7.1	10.7	53.6	17.9

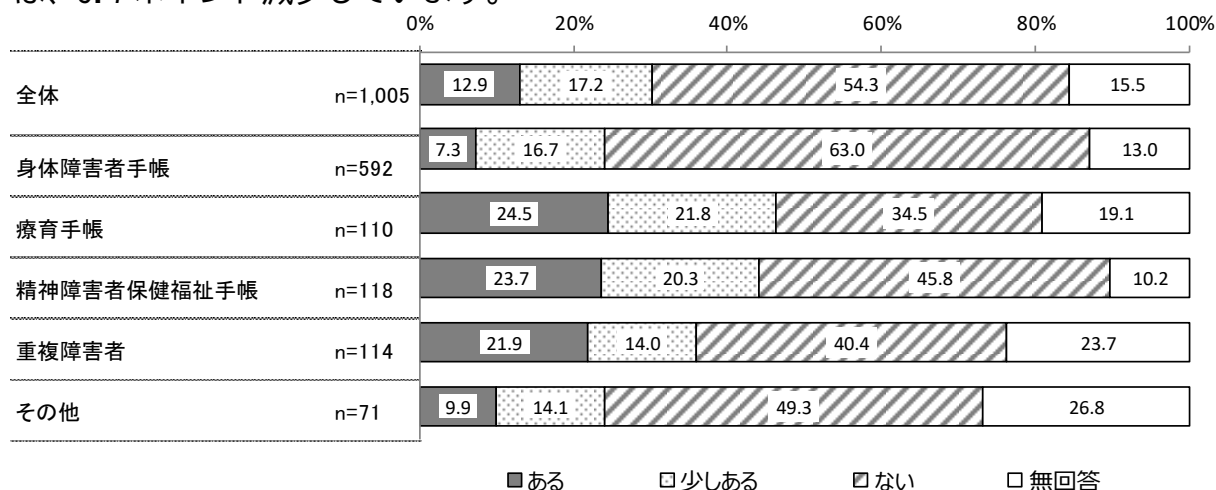
(5) 権利擁護・障がい者差別解消について

- ・あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は1つだけ）

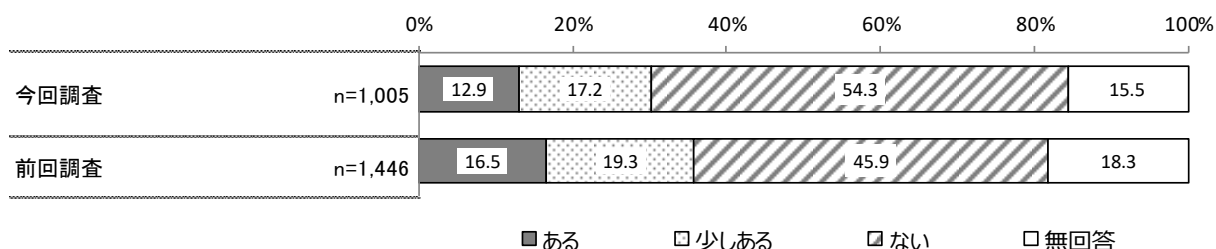
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ない」が54.3%と最も多くなっています。一方で、「ある」は12.9%、「少しある」は17.2%となっており、これらを合わせた、「差別や嫌な思いをしたことがある人」が約3割（30.1%）を占めています。

障がい別でみると、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人」は、身体障害者手帳所持者では24.0%にとどまっているものの、療育手帳所持者では46.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では44.0%、重複障がい者では35.9%となっています。

前回の調査結果と比較してみると、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人」は、5.7ポイント減少しています。



【前回調査との比較】

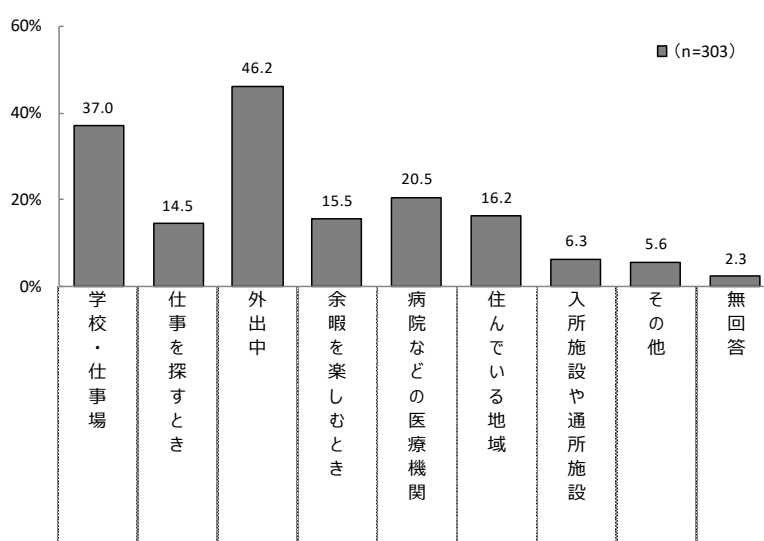


・（差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると回答した方への設問）

どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

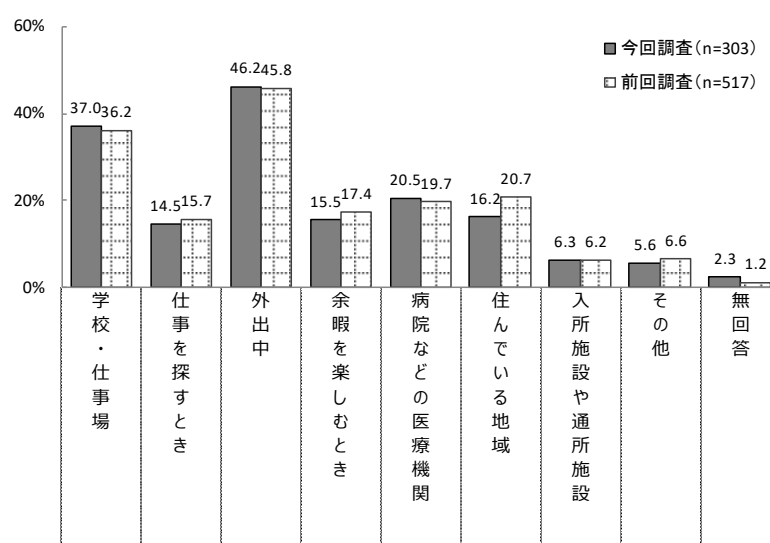
差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「外出中」が46.2%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.0%、「病院などの医療機関」が19.4%となっています。

障がい別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、重複障がい者では「学校・仕事場」「外出中」が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」「仕事を探すとき」が多くなっています。



【前回調査との比較】

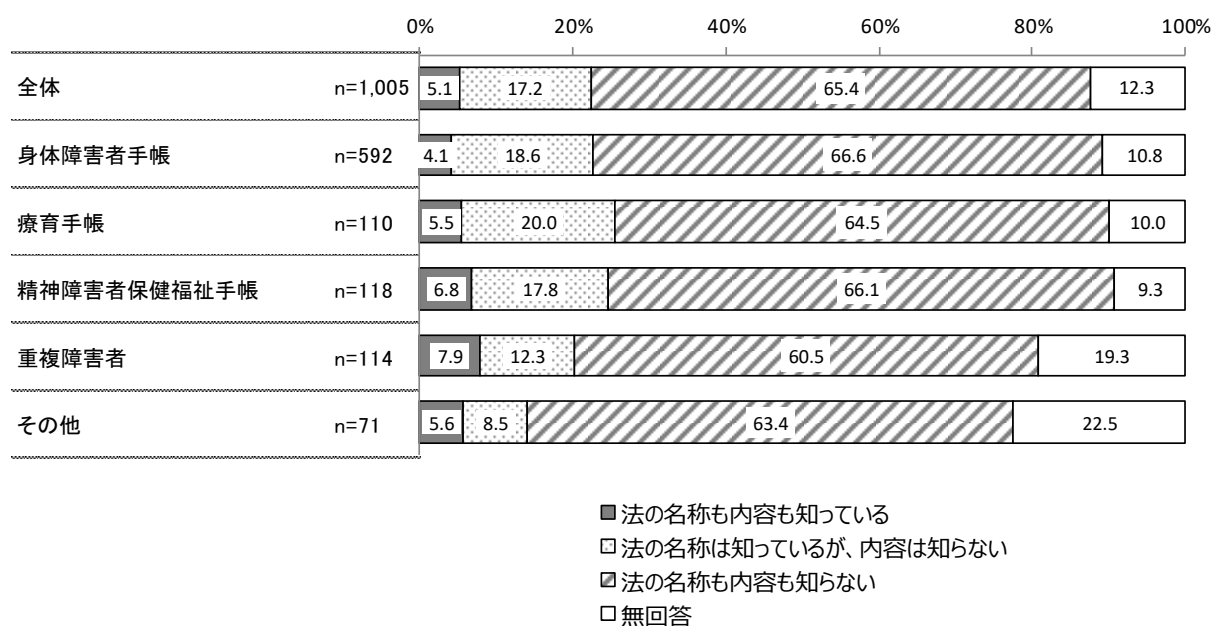
前回の調査結果と比較してみると、「外出中」「学校・仕事場」と上位 2 項目に変化はなく、全体的な傾向をみても大きな変化はみられません。



・あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。(○は1つだけ)

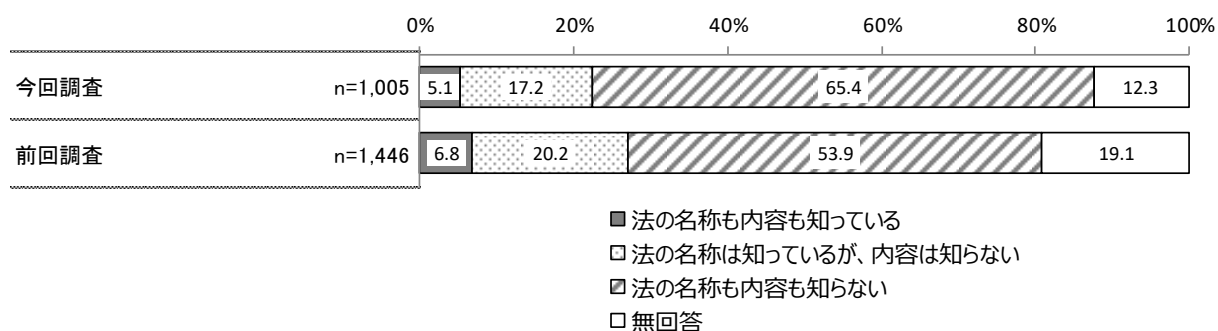
障害者差別解消法の認知度については、「法の名称も名前も知らない」が65.4%と最も多くなっています。一方で、「法の名称も内容も知っている」は5.1%、「法の名称は知っているが、内容は知らない」は17.2%となっており、これらを合わせた認知度は約2割(22.3%)となっています。

障がい別でみると、障害者差別解消法の認知度は、身体障害者手帳所持者では22.7%、療育手帳所持者では25.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者では24.6%、重複障がい者では20.2%となっています。



【前回調査との比較】

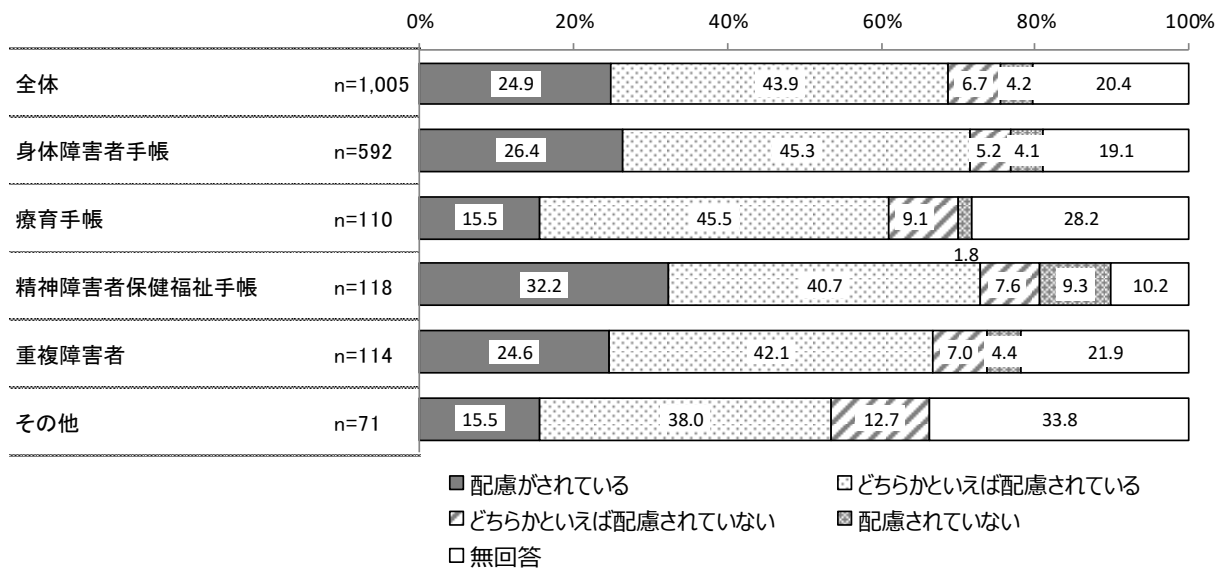
前回の調査結果と比較してみると、障害者差別解消法の認知度は4.7ポイント減少しています。



- ・あなたは、あま市役所（市の公共施設等）の窓口等での対応について障がい者に対する配慮がされていると思いますか。（○は1つだけ）

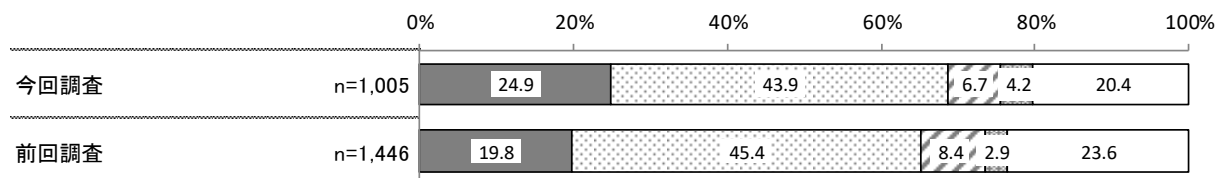
あま市役所（市の公共施設等）の窓口等での対応が障がい者に対する配慮がされているかについては、「どちらかといえば配慮されている」が43.9%と最も多く、次いで「配慮がされている」が24.9%となっており、これらを合わせた、“配慮がされていると感じている人”が約7割（68.8%）を占めています。

障がい別でみると、“配慮がされていると感じている人”は、身体障害者手帳所持者では71.7%、療育手帳所持者では61.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では72.9%、重複障がい者では66.7%となっています。



【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、“配慮がされていると感じている人”は、3.6ポイント増加しています。

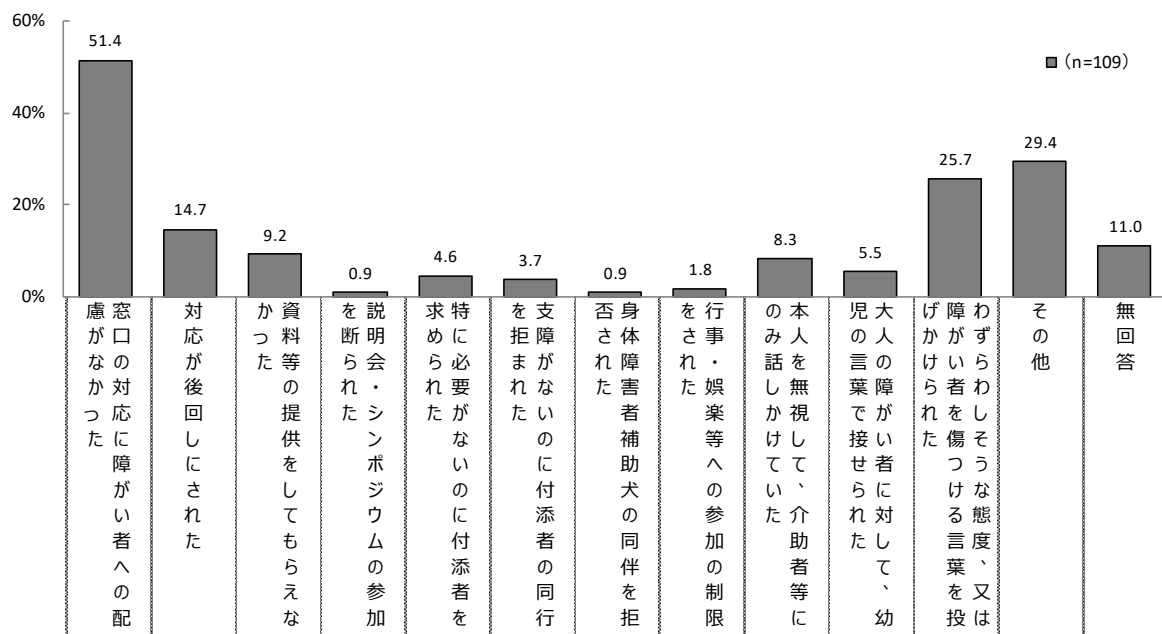


・（あま市役所の窓口等で配慮がされていないと感じたことがあると回答した方への設問）

どのような場面で障がい者に対する配慮がされていないと感じましたか。（あてはまるものすべてに○）

配慮されていないと感じた場面については、「窓口の対応に障がい者への配慮がなかった」が51.4%と最も多く、次いで「わずらわしそうな態度、又は障がい者を傷つける言葉を投げかけられた」が25.7%となっています。

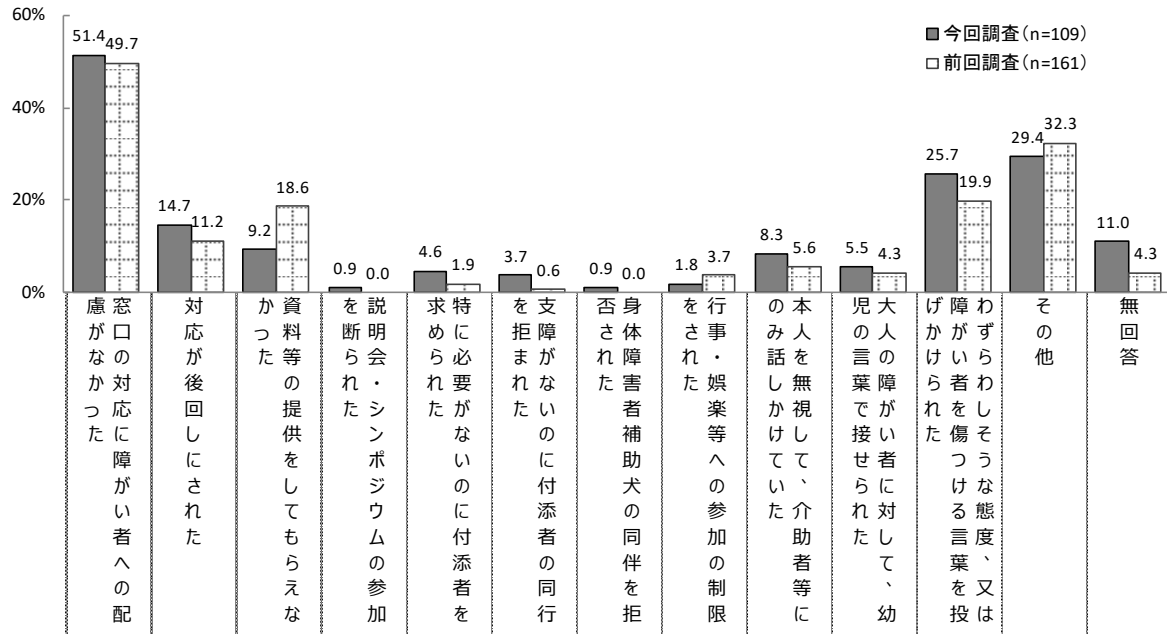
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「窓口の対応に障がい者への配慮がなかった」「わずらわしそうな態度、又は障がい者を傷つける言葉を投げかけられた」が多くなっています。



		調査数	問49 障がい者に配慮されていないと感じた場面												
			窓口の対応に障がい者への配慮がなかった	対応が後回しにされた	資料などの提供をしてもらえなかった	説明会・シンポジウムの参加を断られた	特に必要がないのに付添者を求められた	支障がないのに付添者の同行を拒まれた	身体障害者補助犬の同伴を拒否された	行事・娯楽などへの参加を制限された	本人を無視して、介助者などにのみ話しかけていた	大人の障がい者に対して、幼児の言葉で接せられた	わずらわしそうな態度、または障がい者を傷つける言葉を投げかけられた	その他	無回答
調査数		109	51.4	14.7	9.2	0.9	4.6	3.7	0.9	1.8	8.3	5.5	25.7	29.4	11.0
障 害 別	身体障害者手帳	55	52.7	20.0	5.5	-	3.6	3.6	-	-	7.3	1.8	25.5	21.8	9.1
	療育手帳	12	50.0	-	16.7	-	8.3	8.3	-	-	8.3	8.3	16.7	58.3	8.3
	精神障害者保健福祉手帳	20	65.0	20.0	25.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	15.0	15.0	40.0	25.0	5.0
	重複障害者	13	38.5	7.7	-	-	7.7	-	-	7.7	7.7	7.7	30.8	15.4	30.8
	その他	9	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.7	11.1

【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、「わずらわしそうな態度、又は障がい者を傷つける言葉を投げかけられた」と回答した人は5.8ポイント増加しているのに対し、「資料等の提供をしてもらえなかった」と回答した人は9.4ポイント減少しています。

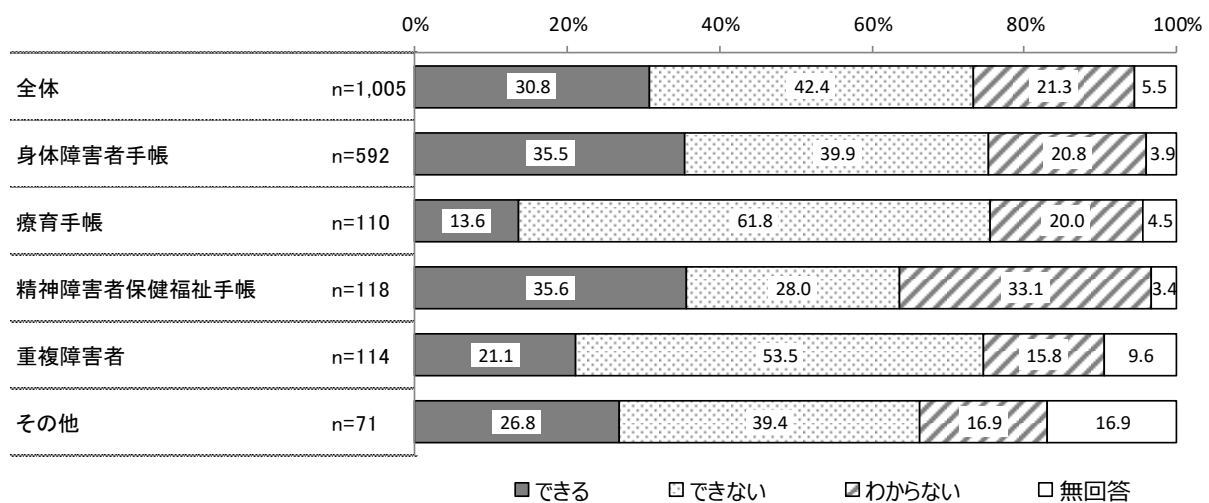


(6) 災害時の避難等について

・あなたは、大雨、台風や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

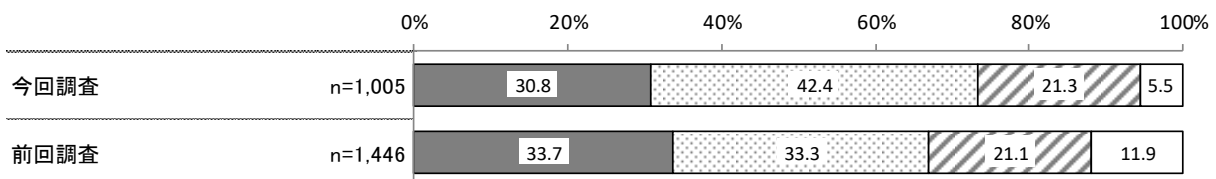
災害時における一人での避難については、「できる」が30.8%、「できない」が42.4%となっています。

障がい別でみると、ひとりで避難できる人は、身体障害者手帳所持者では35.5%、療育手帳所持者では13.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では35.6%、重複障がい者では21.1%となっています。一方、ひとりで避難できない人は療育手帳所持者や重複障がい者では5割を超えています。



【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、一人で避難が「できない」人が9.1ポイント増加しています。

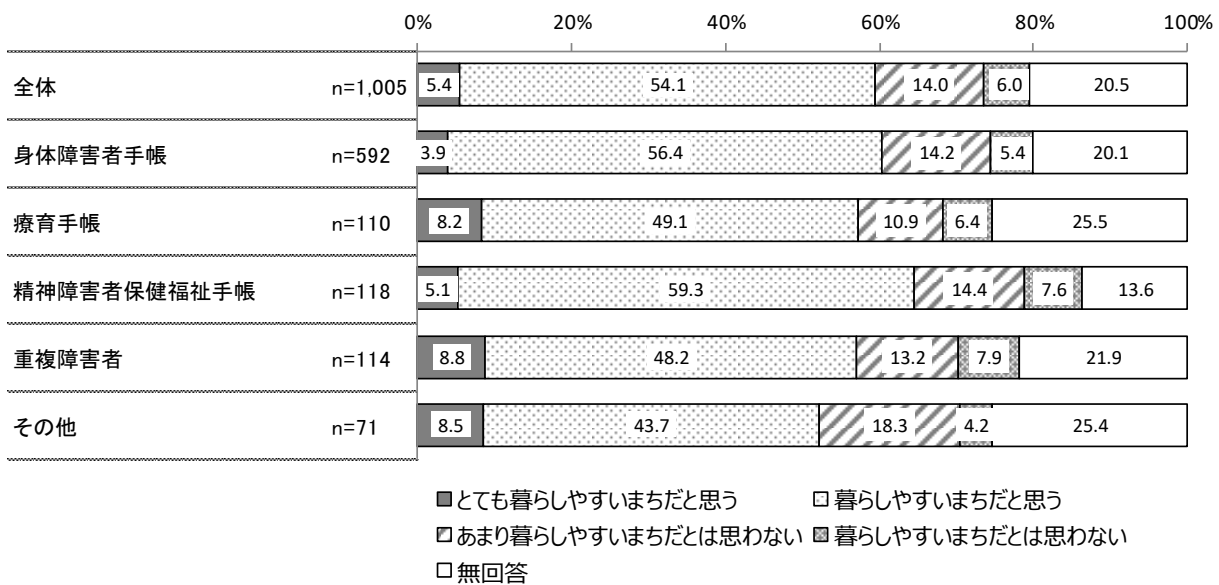


(7) 暮らしやすさや将来の生活について

・あなたは、あま市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(〇は1つだけ)

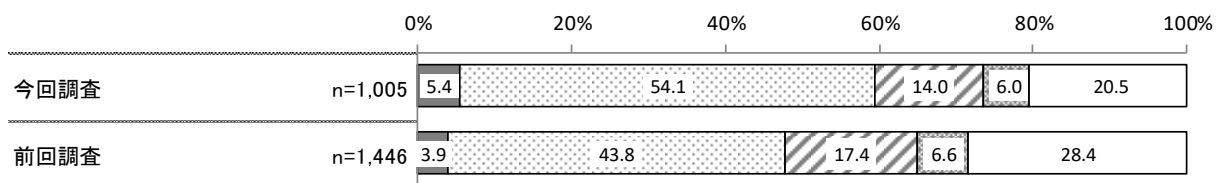
障がい者にとってあま市の暮らしやすさについては、「暮らしやすいまちだと思う」が54.1%と最も多く、これに「とても暮らしやすいまちだと思う」(5.4%)を合わせた“暮らしやすいと感じている人”が6割(59.5%)を占めています。

障がい別でみると、“暮らしやすいと感じている人”は身体障害者手帳所持者では60.3%、療育手帳所持者では57.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では64.4%、重複障がい者では57.0%となっています。



【前回調査との比較】

前回の調査結果と比較してみると、“暮らしやすいと感じている人”は11.8ポイント増加しています。

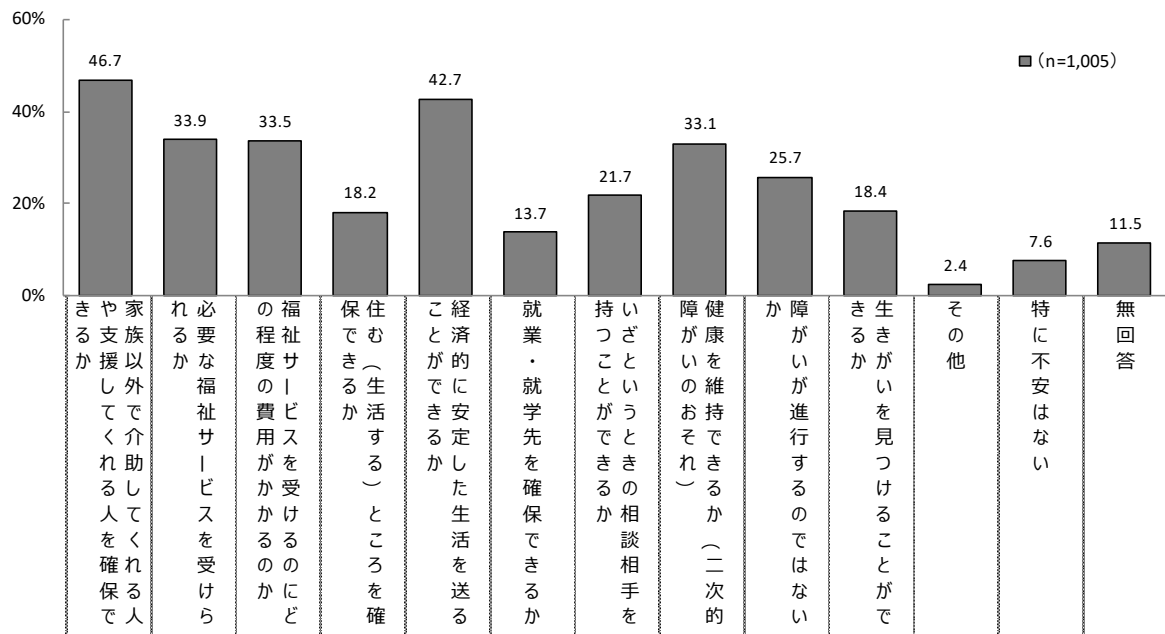


(8) 将来の生活の不安について

・将来の生活に対する不安についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

将来の生活に対する不安についてたずねたところ、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が46.7%と最も多く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が42.7%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が33.9%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が33.5%、「健康を維持できるか(二次的障がいのおそれ)」が33.1%となっています。

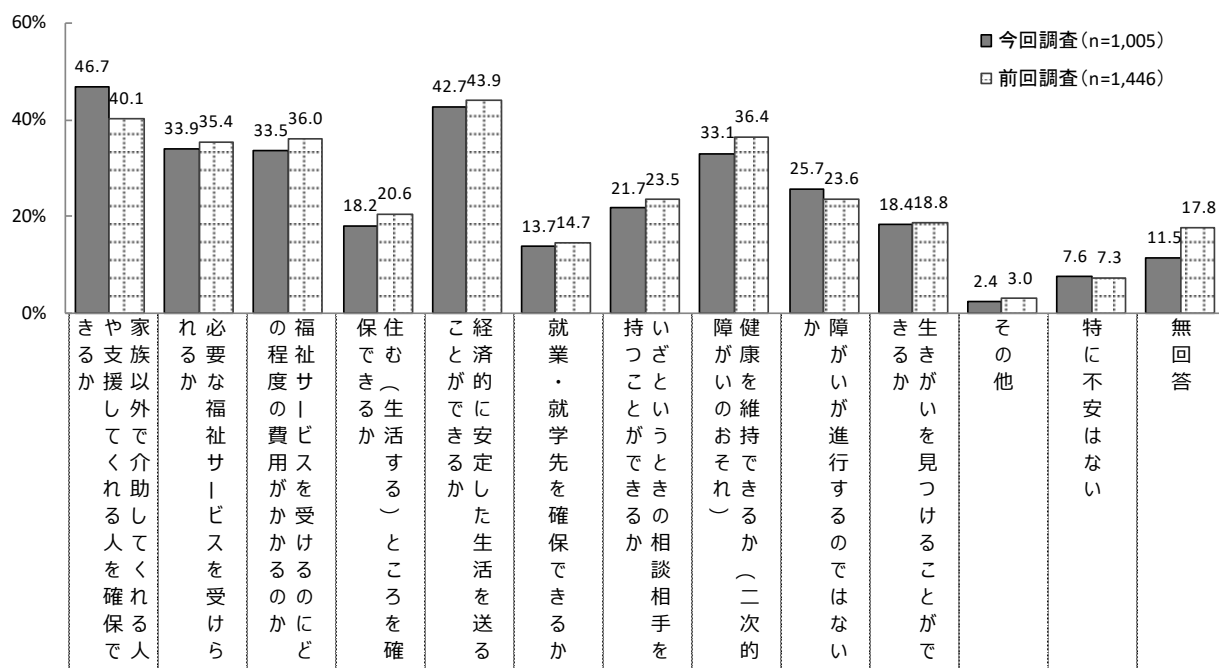
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」「必要な福祉サービスを受けられるか」が多くなっています。



		調査数	問56 将来の生活に対する不安について												
			家族以外で 介助してくれ る人や支援し てくれる人を 確保できるか	必要な福祉 サービスを受 けられるか	福祉サービ スを受けるに どの程度の費 用がかかるの か	住む（生活 する）ところ を確保できる か	経済的に安 定した生活 を送ることが できるか	就業・就学先 を確保できる か	いざというとき の相談相手 を持つことが できるか	健康を維持 できるか（二 次障がいの おそれ）	障がいが進行 するのではな いか	生きがいを見 つけることが できるか	その他	特に不安はな い	無回答
調査数		1005	46.7	33.9	33.5	18.2	42.7	13.7	21.7	33.1	25.7	18.4	2.4	7.6	11.5
障 害 別	身体障害者手帳	592	46.3	33.1	33.4	10.6	37.7	4.6	15.5	35.1	29.6	13.3	1.5	8.6	10.6
	療育手帳	110	62.7	49.1	34.5	40.9	52.7	42.7	41.8	25.5	17.3	28.2	1.8	5.5	7.3
	精神障害者保健福祉手帳	118	41.5	31.4	37.3	25.4	63.6	25.4	33.1	33.1	23.7	34.7	5.9	9.3	5.9
	重複障害者	114	51.8	36.8	35.1	28.1	37.7	10.5	21.9	35.1	24.6	16.7	4.4	5.3	17.5
	その他	71	25.4	16.9	23.9	18.3	42.3	31.0	22.5	25.4	11.3	21.1	1.4	2.8	25.4

【前回調査との比較】

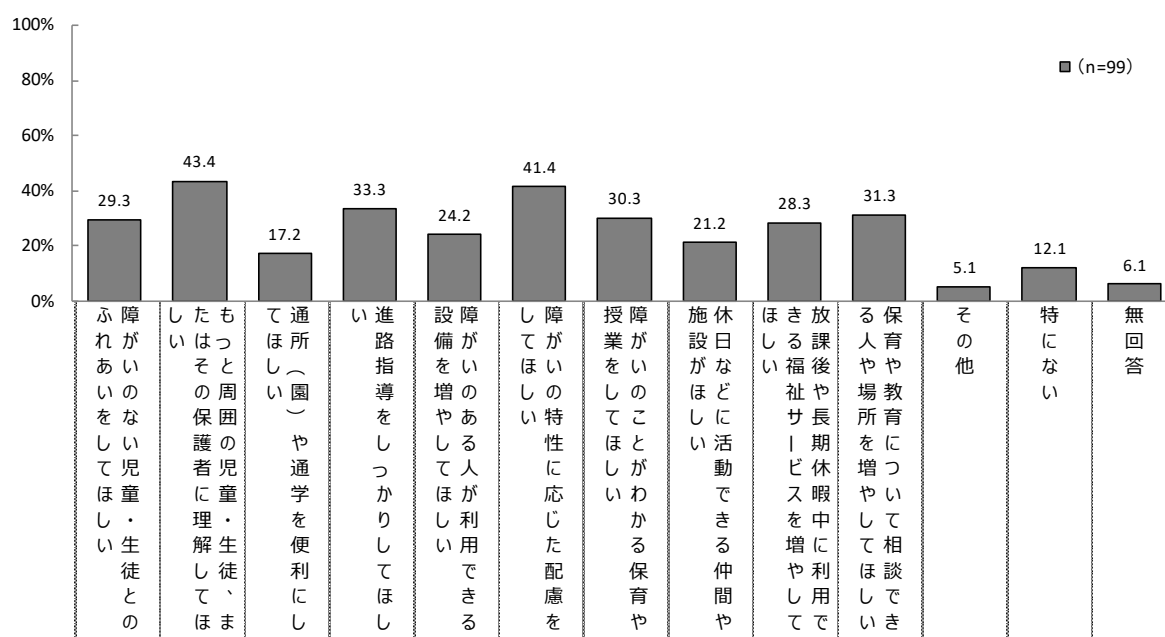
前回の調査結果と比較してみると、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」と回答した人は6.6ポイント増加しています。



(9) 教育について

・18歳未満の方にお聞きます。あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

保育や教育について今後必要だと思うことについては、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が43.4%と最も多く、次いで「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が41.4%、「進路指導をしっかりしてほしい」が33.3%、「保育や教育について相談できる人や場所を増やしてほしい」が31.3%となっています。



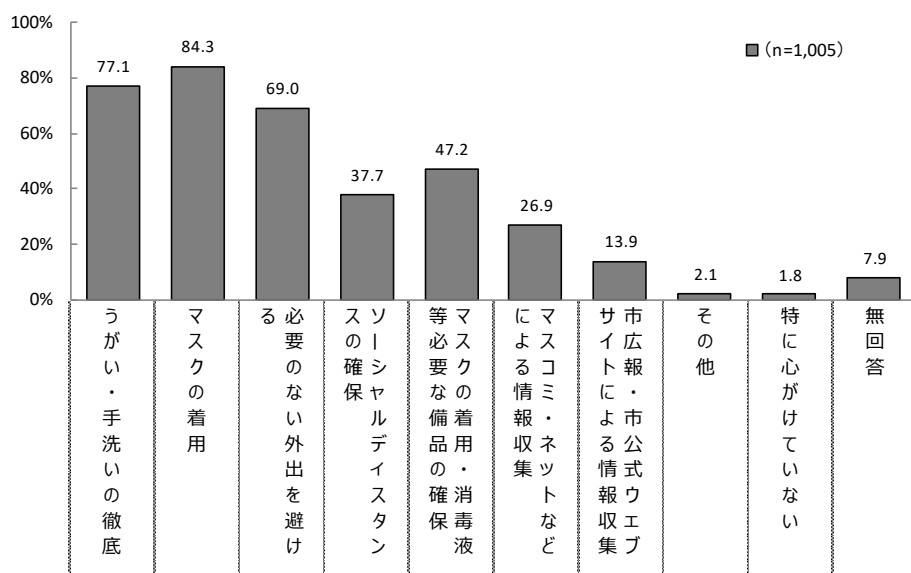
※今回のアンケートでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、同感染症及びその感染防止への意識を調査するため、以下の質問を設けました。

(10) 新型コロナウイルス感染症について

・新型コロナウイルス感染症の感染防止に関して、あなたが心がけていることはなんですか(あてはまるものすべてに○)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関して心がけていることについては、「マスクの着用」が 84.3%と最も多く、次いで「うがい・手洗いの徹底」が 77.1%、「必要のない外出を避ける」が 69.0%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「マスクの着用」「うがい・手洗いの徹底」が多くなっています。

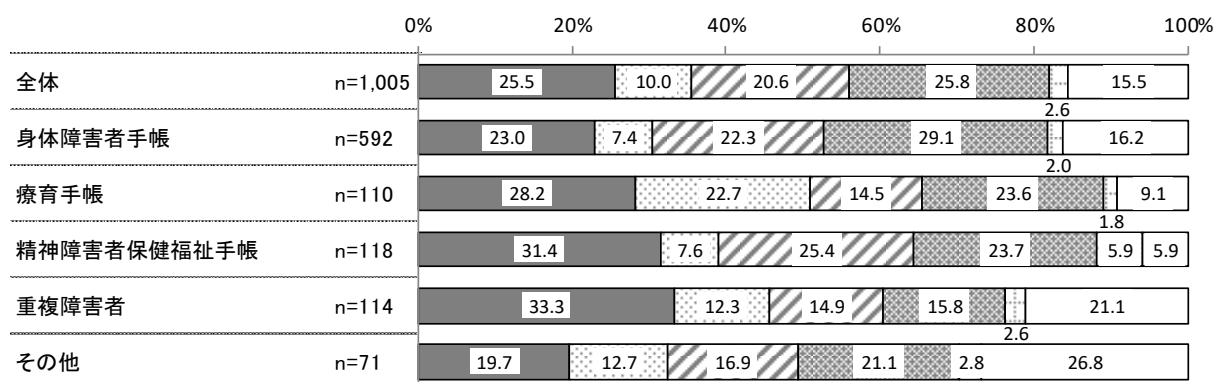


		調査数	問63 新型コロナウイルス感染症防止で心掛けてのこと									
			うがい・手洗いの徹底	マスクの着用	必要のない外出を避ける	ソーシャルディスタンスの確保	マスク・消毒液等必要な備品の確保	マスコミ・ネットなどによる情報収集	市広報・市公式ウェブサイトによる情報収集	その他	特に心がけていない	無回答
調査数		1005	77.1	84.3	69.0	37.7	47.2	26.9	13.9	2.1	1.8	7.9
障 害 別	身体障害者手帳	592	79.6	88.0	72.0	38.3	47.8	27.9	15.5	1.7	1.2	7.4
	療育手帳	110	80.0	78.2	69.1	37.3	45.5	20.0	9.1	0.9	-	6.4
	精神障害者保健福祉手帳	118	78.0	84.7	67.8	44.1	46.6	28.8	11.0	2.5	5.1	4.2
	重複障害者	114	61.4	71.1	57.9	30.7	43.0	28.1	11.4	6.1	4.4	12.3
	その他	71	76.1	83.1	63.4	33.8	52.1	23.9	16.9	-	-	12.7

- ・あなたは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、どのような政策が最も重要だと思いますか。（○は1つだけ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として重要な政策については、「感染状況の公表等、適切な情報提供」が25.8%と最も多く、次いで「障がい者への経済的な支援」が25.5%、「市内施設の消毒等、感染防止の徹底」が20.6%となっています。

障がい別でみると、身体障害者手帳所持者では「感染状況の公表等、適切な情報提供」が29.1%と最も多くなっています。その他の障がい種別では「障がい者への経済的な支援」が最も多くなっています。



- 障がい者への経済的な支援
- 障害福祉サービス事業所の運営に対する助成
- ▨ 市内施設の消毒等、感染防止の徹底
- ▤ 感染状況の公表等、適切な情報提供
- その他
- 無回答

(11) ご意見やご要望（自由記入）

記載内容別に、主なものを掲載します。

○相談について

意 見
相談相手がいない
自分自身しか頼るところがない。もっといのちの電話がつながるようにしてほしい
どこに相談したらよいかわからない

○障害者への配慮、理解

意 見
もう少し国や市で障害の人たちを理解して助け合ってほしい
知的障害を持っている人たちが暮らしやすいようにしてもらいたい。病院で嫌な顔をされたり、マスクをしないから放課後デイが面倒みれないと言われて、かなりの差別を受けているので
それぞれの障がいに適した対応。外観だけではわからない障がいがあるから気を付ける

○親亡き後の将来への不安

意 見
親亡き後のことが心配です。グループホームを考えているのですが、人と人とのつながりがすごく大事なので、信頼できるホーム、ここなら大丈夫と思えるようなところを探していけるといいと思っています
親が亡くなってからの生活の場所
学校を卒業した後のことが不安です。仕事と家庭以外での交流の場があま市には十分にあるのでしょうか。親も本人も仕事と家庭だけだと息が詰まると思います。親がいなくなった後、グループホームなどは足りているのでしょうか。不安です

○経済的支援

意 見
障がい者に課税しないでください
働けないということなら障がい者も生活保護者も同じ。なのに住宅補助が出る出ないの差がある
障がい者への経済的支援が必要

○社会参加、移動支援

意 見
病院が不便なので1度送迎をお願いしたところ、市外は利用できなとのこと。片道ワンコインほどで利用できるようになるとありがたいです
タクシー券があるとありがたい
巡回バスの広域運転

○病院、医療費

意 見
病院への通所に対する経済的援助があるとよい
入院中で面会もできず、病院からの情報などがなく、連絡がほしいです
公共交通機関が利用できないので、通勤費の支援があると仕事が続けられて安心できます

○アンケートについて(7 件)

意 見
目も見えないのに長い質問は困る
障害でひとくくりするのではなく、障がいの種類や等級でニーズは全く異なると思います。今回のアンケートでは細かなニーズの分析はできないように感じました。せっかくの機会が意味のないことにならないよう、今後のアンケートには生かしてほしいと思います
アンケート結果をまとめてお知らせください。障がいのあるものとして考え方がそれぞれあると思います。それが知りたいです

○情報提供について

意 見
行政から情報提供してほしい
初めて聞く名前が多く、全くサービスが何があるのかどういった支援があるのか知りません。わかりやすく一覧表みたいなものが配られるとよいと思います。経済的な支援があま市としてないので、少しはあっても良いと思います。本人だけでなく家族が困ることの方が多いかと思います
身体に障がいはありませんが、知的に少し遅れがあり、コミュニケーションが苦手です。何か習い事をさせて、社会性を身につけたり、得意なことをみつけたりしてあげたいのですが、発達が遅い子のための習い事がありません。もしくはみつけれないのかもしれませんが、そのような情報が欲しいです

○新型コロナウイルスへの対応について

意 見
新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、危機管理の重要性が問われる昨今です。市民一人一人が予防意識の高揚と経済活動との兼ね合いが沈静化のカギとなりそうです。
最近マスクをしない、消毒をしない人が増えてきて買い物に行くのが怖い。店側もっと客に対し注意してほしい。市役所からも店に声をかけてほしい。市役所内の職員もマスクの仕方が悪い人がいます。
コロナの時期で病院へなかなか行けないので、できるだけ何か月分が出していただければと思います

○障害福祉サービスについて

意 見
ライフステージ全般にわたるサポート。特に人生の後半における受け皿が必要。例えば、グループホームで暮らし続けることのできるサポート。法的体制、制度。65 歳に達しても介護保険ではなく、障害福祉サービスが利用でき自己負担が障害福祉サービスと同程度であれば人としての生活ができると思う
裕福な家庭の障がい児用に自費で入所できる有料老人介護施設のような施設を整備拡充してほしい。行政をあてにしないでいい人が増えれば、行政の負担も減るはず
もう少し障がい者が受けられるサービスに関して秘匿せず公開してほしい

○災害・交通安全・防犯対策について

意 見
有事（災害等）に無事かどうかの連絡が欲しい
避難行動支援をどのようにしていただけるか各障がい者に対して説明していただきたい
甚目寺のアイカ工業付近はトラックや車が多いので、T 字路に信号がほしいです。中学校に行くときに安全に渡りたい。学区の学校に行きたいので、車いすでも行けるようにエレベーターをつけてほしい

○手続きや書類について

意 見
役所に提出する書類を本人が出向かず家族の申請手続き等、許可していただきたい。新しい役所が 1 か所になれば遠方の方もいますし、また郵送でも申請可能な形にしてくださいと、出向く方法が難しい方にとっても良いのではと思います
役所からの封書について、課によってまちまちに来るため、その手続きのために役所へ足を運ぶことになるため大変です。なるべくまとめてほしいです
何かお願いしてもあまりにも手続きが大変で書類が多いのが困ります。もっと簡単にできるといいのですが

○市政に関することについて(11 件)

意 見
財政難というだけで切り捨てるような政策は止めてほしい
福祉全般についてきめ細かく対応及び活動していただいて感謝しています
成年後見について、行政主導で行えるように体制を整備してほしいです

○教育について

意 見
特別支援教育に特化した教員があまりに少ない。せめて市の教育委員会に支援教育専門士などを配置してほしい
あま市の小学校に通わせています。スクールサポーターが去年と同じ人数なのに対してサポートを必要とする子どもは増加しています。増えた子供に対してスクールサポーターの先生も増やしてもらえないと、子どもたちが困ることになります

○声掛けや訪問等について

意 見
民生委員の方の訪問が少なすぎる
一人暮らしではないので市から等の声掛けなどが全くありません。老いた認知症の母と 2 人で生活していて、この先に不安がないわけではありません。一人暮らしでなくても、家族構成によっては月に 1 回でもいいので、困ったことなどないですかと来ていただけるとありがたいです

2 サービス提供事業所アンケート調査結果

あま市では、サービス提供事業所に対して、障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をおうかがいするアンケート調査を実施しました。

■ 調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画を策定するにあたって、各事業所の今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■ 調査対象事業所

あま市内に所在地のある障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所並びにあま市民が入所する入所施設等、96 か所。

■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■ 調査期間

令和2年8月6日～8月24日（調査基準日 令和2年4月1日）

■ 送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

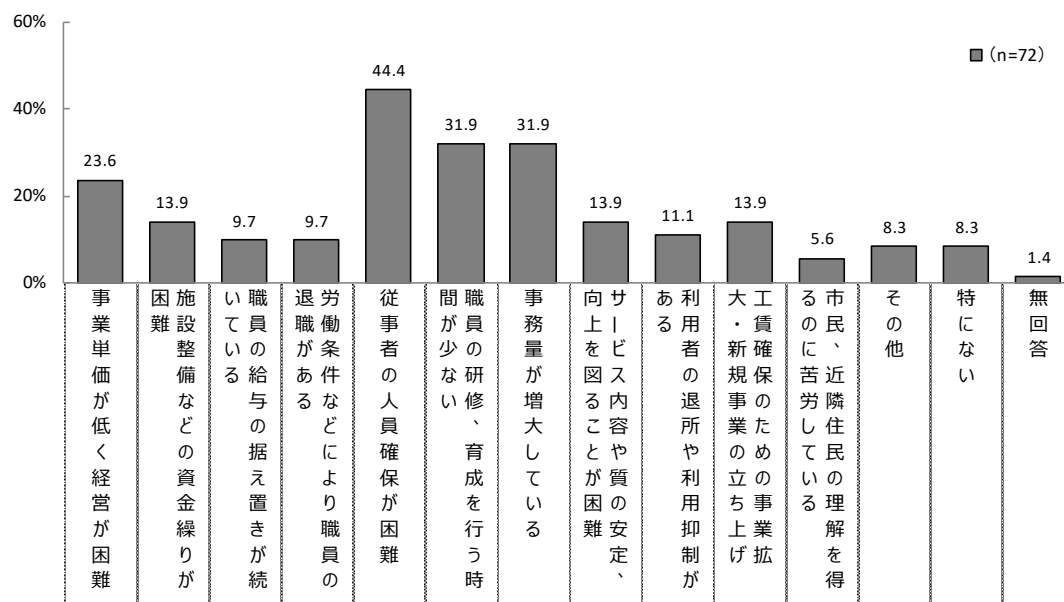
本調査は調査対象である96事業所全てに送付し、うち72事業所（有効72事業所、無効なし）から回答を得ることができました。有効回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は75.0%でした。

■ 送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

送付対象事業所数	有効回答事業所数	回答率
96	72	75.0%

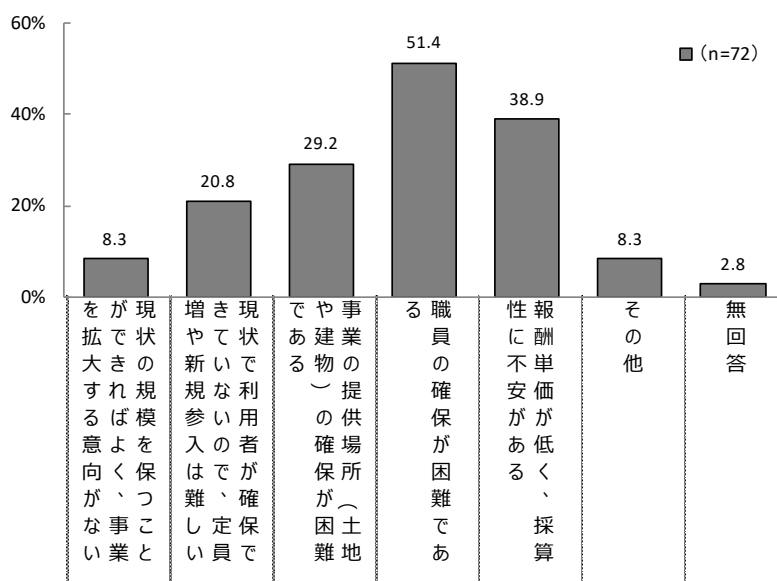
・貴施設・事業所の経営上の課題についてご記入ください。（あてはまるものすべてに○）

経営上の課題については、「従事者の人員確保が困難」が44.4%と最も多く、次いで「職員の研修、育成を行う時間が少ない」「事務量が增大している」が31.9%、「事業単価が低く経営が困難」が23.6%となっています。



・多くの障害福祉サービスでは、あまり受入の増加が進んでいないのが現状です。
それらの定員増員や新規参入が進まない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

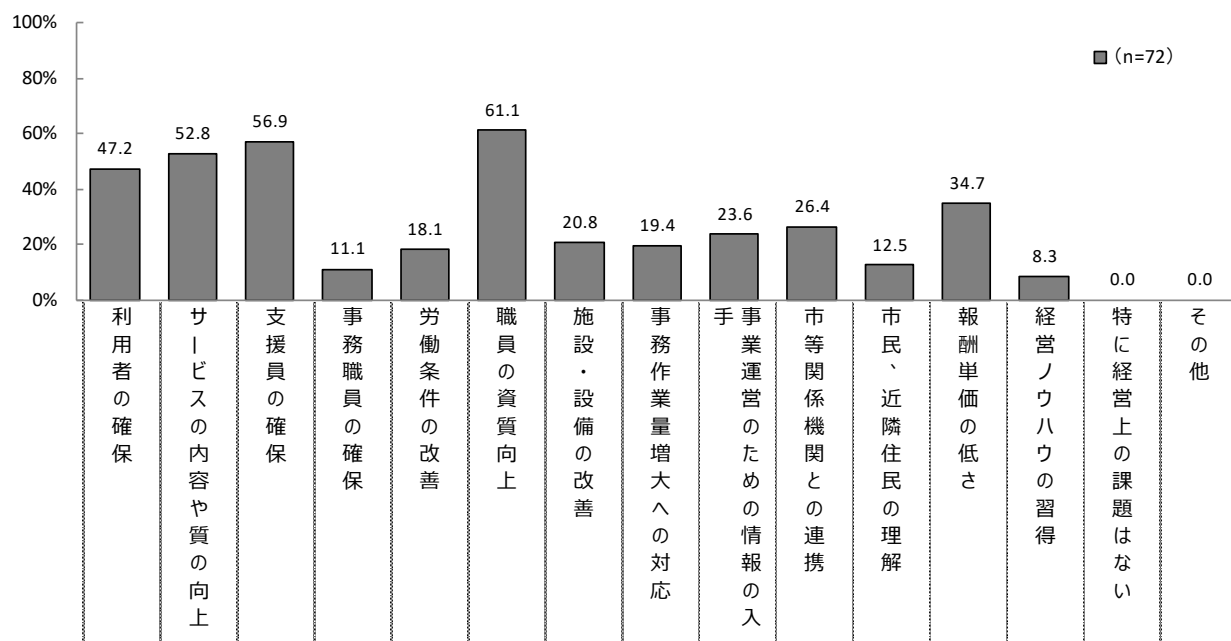
定員増員や新規参入が進まない理由については、「職員の確保が困難である」が51.4%と最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が38.9%、「事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である」が29.2%となっています。



・円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

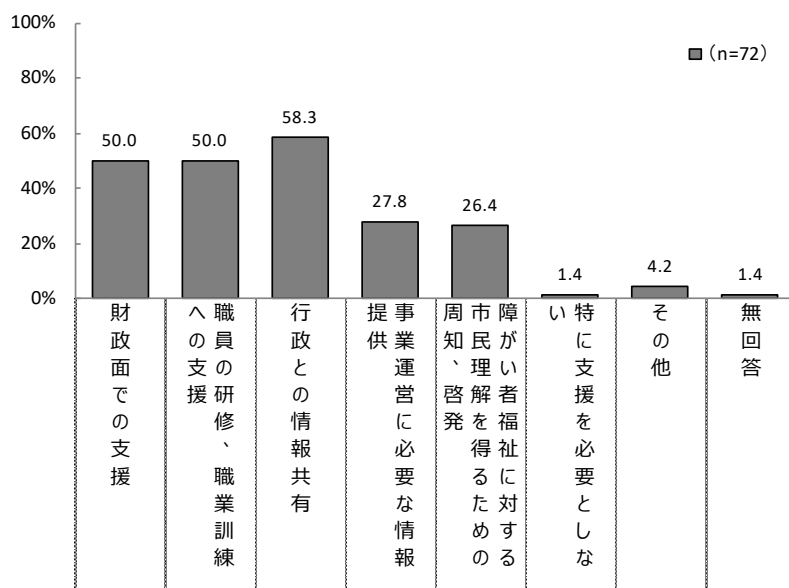
円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題については、「職員の資質向上」が 61.1%と最も多く、次いで「支援員の確保」が 56.9%、「サービスの内容や質の向上」が 52.8%、「利用者の確保」が 47.2%となっています。



・今後の事業運営にあたって行政等の関係機関のどのような支援が必要でしょうか。

(あてはまるものすべてに○)

行政等の関係機関の支援については、「行政との情報共有」が 58.3%と最も多く、次いで「財政面での支援」「職員の研修、職業訓練」が 50.0%となっています。



3 関係団体ヒアリング結果

あま市では、市内にある以下の障がい者関係団体に対して、ヒアリングを実施させていただきました。このヒアリング結果でいただいた貴重なご意見を踏まえて、計画に反映できるよう努めていきます。

■ヒアリング対象団体

団体名	主な障がい種別	備考
あま市身体障害者福祉協会	身体障がい	
あま市心身障害児者保護者会	知的障がい 身体障がい	通称 菜の花会
美和心身障害児者父母の会	知的障がい 身体障がい	
甚目寺地区心身障害児者希望の会	知的障がい 身体障がい	
七宝障害児（者）を持つ親の会	知的障がい 身体障がい	通称 つくしの会
ちびはと	発達障害	
特定非営利活動法人 ゆったりホーム海部はすの里	精神障がい	精神障がい者団体として発足 現在は地域活動支援センター

(1) 団体の活動及び事業を展開する上での課題

■あま市身体障害者福祉協会

- 個人情報保護法が有るため、市内の障害を持つ仲間に積極的な勧誘ができず、会員数の減少、高齢化が課題。今の条件の元で、有効な勧誘方法を教えて欲しい。

■あま市心身障害児者保護者会

- 保護者の高齢化と障害者本人の高齢化
- 上記に伴い、共依存が増え子ども（障害者本人）の自立が遅くなる。
- 利用できる社会資源の少なさ、事業所の未熟さが顕著である。
- 学齢児の保護者の未加入
- 学齢児や障害告知をされた親が、気軽に情報を得られる事

■美和心身障害児者父母の会

- 会員の高齢化が進み、それと並行して若い方の加入がなく会員数は年々減少、次の世代の担い手がいないこと。
- 会に加入しなくても情報のとれる時代となり、それ自体は良いことですが、会としての存続意義を考えさせられている。
- 上部団体菜の花会への1本化が必要、必須だと思いますが、もう1つの上部団体、海部連合会が旧海部連の12町村の親の会を12の柱としているので、その兼ね合いもあり大いに悩んでいる。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ここ数年で親子の年齢が上がり、参加する時は同行（ヘルパー）支援を利用したり、男の子の場合は父親の参加も増えた。高齢に伴い運転ができず、参加時に足の問題が出てきている。

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 高齢になっているので、その中でも子どもの事が色々心配になっているが、まだまだ行政がいざとなったらなんとか動いてくれるという考えが強く困っている。若い世代の人たちを集めるにはと思っていたが最近になって気がついた。共通する問題点があれば、それで動き始めたら若い方達も、関心をよせてくれるのではないかなと思う。

■ちびはと

- コロナや施設の工事で集まる場所の確保が難しい。環境を整えるのも難しい。
- 会員のニーズをつかむことが難しく、会員の年齢の差や家庭の状況により、会に参加する人が少ない。
- 世代交代が出来ず、会を続けていくことが難しい。
- 勉強会をしても参加される人が同じで、働いてみえる方が多いのでなかなか情報を共有する事が難しい。

- ネットなどでの情報はあろうが、それを上手に活用できていなかったり偏った考えになってしまう方も多い。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 送迎を行っているが利用者が増えており、現在の職員数では運行が限界になりつつある。

(2) あま市の障がい福祉施策・事業（サービス）についての課題

■あま市身体障害者福祉協会

- あま市民病院無料送迎バス利用の冊子が添付されていたが、バス自体、障害者対応になっているのか。

■あま市心身障害児者保護者会

- 新しい事業所が参入してくれる事は良い事だが、異業種からの参入が多いためか障害児・者への対応ノウハウがなく、利用者が困っている事に気づいていない。
- 親も預かってくれて、仕事や自分の時間に確保ができるので、「預かり」だけで本人への課題、困り感等の見落とし。
- 「発達障害」については、無理解での対応が多すぎる。
- 支援をして頂くスタッフの「質の低さ」と悪循環になっている事
- 高齢の保護者について、サービスを受けるという意識に抵抗があるのか、安心できる事業所が無い、少ない。家族で見る負担が大きすぎる。
- 医療的ケア児・者の居場所をつくってもらえる事業所には積極的に働きかけてほしい。

■美和心身障害児者父母の会

- あま市障がい者計画の策定委員会でもらった資料の中に、あま市内障害福祉サービス等事業所の名簿があり、それを見てビックリ。74 事業所もあるのだと。こんなに受け皿ができていのにそれを知らない方が大半だと思う。もう少し情報を公開できる仕組みがあれば。IT の時代、自分で調べればと思っていられると思うが、アナログ的な手法も必要だと思う。相談支援には当然新情報が届くと思うが、私達の会にも流して欲しい。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 障がい事業の低迷で現在ある作業所の行方が見えてこない事。親としては高齢になり不安。
- この地域で安心して暮らせる場が増えてこない。これは重度の方が行く場がない事が一番不安に思う。ノーマライゼーションを掲げてはいるものの、尾張西部より東部は遅れていると感じる。
- 災害時等（コロナ含め）福祉避難所がない事

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 当事者側の意識の低さにも問題があると思う。会が得た情報等はこまめに伝えてはいるつもりだが、市からも広報、ホームページ以外での当事者にのみダイレクトに伝わる方法があるといいと思う。
- 実際に災害が起きた時、現状の対策では不十分のような心配は尽きないが、色々言ってみても私達も災害にあった事はなく“もしも”“だろう”で考えているので、本当に使える対策と一緒に考えていったらどうでしょうか。コロナも今は1つの災害のような気がする。

■ちびはと

- 福祉と教育の連携。なんでも人員を増やせば良いのではなく、障がいの専門性のある人が福祉・教育・地域とつながりをつけていくようなサービスが必要。
- 子どもの特性を見て指導されていない、障がい名だけで子どもを見ている。
- 保育園までは相談できるところが多くなるが、年齢が上がると課題も変化する。相談する所がわからない。
- 発達障がい（普通級や支援級の子どもたち）の就学、就労するとき、支援学校のようにアドバイスしてもらえるシステムが必要。
- 就学の相談する時に専門性のある方のアドバイスがほしい。
- 小学生高学年ごろから、子どもの生活年齢に合わせた子どもたちが主体的に行動できるプログラムがあるところがあると良い。例）就労を見据えた活動、仲間を意識できるようなプログラム。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 職員の給料が必ずしも十分とはいえず、職員確保に支障をきたす要因と考えられるため改善が望まれる。

（3）障害福祉サービスや地域生活支援事業で充実が必要なサービス

■あま市身体障害者福祉協会

- 外出できるようなサービスが必要。

■あま市心身障害児者保護者会

- 障害者又は、乳幼児期～成人（老年）になっても一貫して相談や、よろず事を聞いてくれる場所。
- 後見センター
- 障害者が高齢になった時に老人介護サービスと併用できる事業所（場所）
- 移動支援（外出援助）の事業所
- 医療的ケアの必要な子供達の居場所、親の休息の場

■美和心身障害児者父母の会

- 福祉的受け皿の数としては充実してきていると思う。ただ、共同生活援助（グループホーム）にしても、市内に9ヶ所あるのに重度（区分5、6の方）障害の方や身体障害のある方の受け皿としてのグループホームができてこない。いつまでも重度の方が取り残される現状。重い障害のある方も住みなれた地域で暮らしていけるような受け皿となる施設やシステムの充実が課題だと思う。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 昼間夜間と両面で障がいのある方の一生を考えた、安心安全な場と支援を考えて欲しい。
- 昔々は、作業所も無く親が一から考え、学校卒業してからの場を考え、行動に移した。作業所は昼間過ごす場はあり、それからの進歩はあまりに進んでいないように感じる。その人の一生で安心して暮らせる場所又はその人々への支援は違っているので、支援事業も広げて考えて欲しい。

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 学卒後の大人に対しては、余暇サービスがもっと増えてほしいと思う。大人になってからの方がずっと長いので、いろいろな選択が増えるといいと思う。
- 住まい、GHが不足していると思う。民間から多数参入していますが、やはり軽い方のGHが多い。

■ちびはと

- シングルの人や家族に協力してくれる人がいない人もいるので、家庭に入ってサービスできるものがあるとよい。
- 親亡き後を踏まえて、家族と離れて生活する練習がしたいので、短期入所、ショートステイの施設がほしい。又、グループホームも増えているがなかなか重度の子を見てもらえる所がない。
- 社会福祉士がメインで、生活面に支援が必要な人や、親本人が訴えることができない人、困っている事に気づいていない人を助けてあげられる連携するシステムが必要。
- 障がいを告知されてから、その子が一生を終えるまでトータルに支援してもらえるサービスが欲しい。
- 放課後デイサービスも増えてきたが質もバラバラで事務所のスタッフさんに障がい特性や個人的な支援をもっと考えてやってほしいと思う。勉強してほしい。

■ゆったりホーム海部はすの里

- パラリンピックにあるボッチャを行いたいのが、道具が高価なため本物が使えない。貸し出しができるものがあると助かる。

(4) 相談支援についての課題

■あま市身体障害者福祉協会

- 現在は社会福祉課がそういった部署になっていると思うけど、自分自身、辛いそういう問題が発生していないため不明。

■あま市心身障害児者保護者会

- 相談員の人数も少なく、受け持つ人数制限がないので、相談員の負担ははかりしれないと思う。
- 相談員の研修を受け、フォローアップや更新研修等を受講して、確実に相談員を増やしてほしい。民間にも働きかけ、一緒に体制をつくってもらいたい。
- 「親も相談したいが」と思っているが、現状は難しい。気軽に行ける場所が欲しい。
- 学齢（障害告知を受け、サービスを利用する時）から小さな事から何でも相談できる人材を育ててほしい。

■美和心身障害児者父母の会

- 相談支援事業はとても機能してきていると思う。ただ個々の支援員によって格差が生じてきていると思う。相談しやすい人、親身に相談にのって下さる方が私達の立場では良いに決まっているが、支援員を選べないので会員さんの中から支援担当者を変えてほしいという話はよく聞く。各支援担当者のレベルの均一化を希望。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 相談支援が確立してから数年たつが、親は今まで自分又は家族で障がいと向き合ってきた。相談する前に自分なりにどう解決するか、又障がいのある友人に相談する事がある。それから情報が欲しい時など、支援員に声を掛けたりするようだ。又、支援員が（数年なのに）何度も交代してしまい、信頼関係が築けないとも感じている。少なくとも、5～6年は同じ方をお願いしたい。すでに私は2人も代わっている。

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 相談事業所もあり困る事はないと思っているが、サービスがなかった世代（高齢）、家族で支えるしか仕方のなかった世代のサービス利用についてもう少しきめ細かく、個別にできたらと思う。きめ細かく個別にできたらと思う。今でも声かけ等はしているが、これはむずかしい問題。

■ちびはと

- 困っている事がある時どこに相談して良いかわからない。年齢があがるほど相談できる所が少なくなっているように感じる。
- 相談支援のことを知らない人もいる。

- 相談支援の方の経験の差が大きく、子どもを中心に考えてアドバイスできる人が必要だと感じる。
- 困っている事もあるが、家庭内でなんとかするしかない感じが私自身してしまっている。サービスはあるが利用できる所がない。
- 親が子どもの困っていることに気づけていない人も多い。
- まわりからみると支援が必要だと思うがその人達にどうアプローチしていくのか。
- サービスがあることも知らない人もいる。手帳がないと使えないと思っている人もまだいるようだ。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 組織が小さいため利用者との距離が近く、比較的良好な状況にあると思われる。

(5) あま市の障がい者の就労促進についての課題・提案

■あま市身体障害者福祉協会

- 昨年度は障害者就労支援発信フェアがあったけど、そういった部署が常時あって欲しい。

■あま市心身障害児者保護者会

- 行政や外部団体等でも積極的に雇用してもらいたい。
- 農業との連携も一案に追加してほしい。仕事は「取り出し」型で色々と考えられると思う。
- 軽作業等「できそうな事」を一緒につくり出してほしい。

■美和心身障害児者父母の会

- あま市には社協さんが指定管理する就労継続支援B型が3ヶ所あるが、それが実際機能しているのか。福祉的就労の枠を出ず、又出ようとせず、30年前から現状維持に終わってしまっている気がします。個々の障害の特性に応じたステップアップ(外部一般での就労体験)は必要で、そのロードマップのビジョンはあるのか。それが見えてこない。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- B型就労支援、生活介護とあるが、働く楽しさが見えてこない。又、B型は就労支援に繋がらないといけないのでは。障がい者は、その場のみで一生が終わる方も、又社会へ出て行ける方もあると思うのだが。
- 生活介護は一人一人の個性を生かして欲しい。10人が同じ事を同じ様にという支援は違うと思う。それには、支援員のスキルアップ又増員が必要と感じる。

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 市がどのような取り組みをしているのかが、申し訳ないがよく知らない。勤務先の理解、働きやすい環境を整える、ジョブコーチの配置、本人、家族が相談しやすい環境が必要だと思う。
- なぜ障害者を雇用するのか。就労先の本当の考え、障害者に対しての気持ちがベースにあるのか。行政の方にはそのこととしっかり見ていただきたいと思う。

■ちびはと

- 事業所は増えてきているように感じる。
- 就労に向けたデイサービスがあると良い。
- あま市がどのように就労促進をしているのかわからない。
- ジョブコーチの配置をして、本人が困っていることが相談できるシステムは必要である。
- 支援学校では、学校で作業訓練が授業の中にとり入れられているが、一般の学校ではどうしても勉強が中心なカリキュラムであるので、どのように子どもに就労することを学習させていけば良いのかわからない。学校（一般）は就労のことをほとんど知らない。親が働くしかないが、どこに相談してどうやって就労先を決めていけば良いのかわからず、途方に暮れてしまっている。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 就労にあたりコミュニケーション能力が問われる。施設内ではグループワークを通して養っているがメンバーが固定されており、十分な成果は得られない。他施設のメンバーと行える場があるとよい。

（６）障がい福祉の向上のために、行政や地域に望むこと

■あま市身体障害者福祉協会

- 買い物が困難な方への支援の方法を考えてほしい。

■あま市心身障害児者保護者会

- 行政の方々に、障害の理解を深めて欲しい。（職員全員に対して）
- 親が安心して「就活」できる子どもたちの場所、人（スタッフ）、仕組みを共働でつくりたい。
- どんな事でも「できない」「前例がないので」と断らないでほしい。
- SNSの情報発信とあわせて、アナログな情報発信も一緒にしていってほしい。
- 「自分の事」として考えてほしい。
- 防災の事も、一緒に考えてもらいたい。

- コロナの状況も日々変化しているが、最悪、本人もしくは家族が「陽性」になったら、その疑いで問い合わせをしたら、保健所・病院等にも協力を依頼してほしい。

■美和心身障害児者父母の会

- 今年になりコロナ感染症蔓延の中で過ごす日々、もし親が感染したら、障害者本人が感染したら、どうしたらいいのという不安の中で、“まずこうして下さい”という指針のようなものが欲しい。自宅隔離や入院も障害のある人々には、又家族にはとても困難なこと。一般の方でも大変なのに常に介護のいる障害者はどうしたらいいのか、何らかの指針で安心感が欲しいと切に願っている。
- 災害時も同様で不安。自主防災にまかせていると言われるが、自主防の姿が全く見えてこない。どのようなネットワークを組み、どのようなサポート体制があるのか。自主防があるのでというだけで何の情報もなく、もう少し見える化につなげてほしい。とにかく避難所での長期滞在はとても困難なので。安全安心課も自主防に丸投げしているような答えしか返ってこない。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- あま市になり良い面がネックとなり悪くなった面が見えている。弱者（高齢者・障がい者・子ども等）が安心して暮らせるし、災害時もあま市にいて本当に良かったと思える市になって欲しい。
- 近々に必要な災害避難場所の確保を望む。
- 新しい新庁舎の中に障がい者が生かせるスペース作業があり、対価が得られ、そんな場所を作してほしい。例えば、リサイクル場で分別作業、自主製品等の販売など、考えてみて下さい。協力します。

■七宝障害児（者）を持つ親の会

- 仕事だからではなく、本当にあま市の福祉が向上するために当事者の立場になって考えてほしい。もちろん私達も、文句を言うばかりではなく、一緒に考えていく事が必要だと思っている。
- 自助、互助、公助の一体という事が本当に実現するように、旗振り役になっていただけると嬉しい。
- 新型コロナのワクチン接種いつになるかわかりませんが、障害者も弱い。忘れないで下さい。優先的にワクチン接種ができるようお願いしたい。

■ちびはと

- 支援級の先生が障がいのことをもっと勉強してほしい。支援のことを理解している人に環境を整えたり、特性せめて視覚支援の方法はあま市のどの支援級でも同じにやれるようにしてほしいと感じる。福祉のこともせめて支援級の先生は知って、活用できるものはサービス利用していったほしいと感じる。
- 災害が起こった時、障がい児者はどうしたら良いのだろう。行政でどうするか決まっているのか、決まっているとしてどのように障がい児者の家族に伝えていくのか。

- 当事者の立場に立って考えて頂きたい。福祉だけが頑張っているだけでもだめだと感じる。教育・子育て支援・地域・福祉との連携ができていないことが課題であると感じる。
- やらなければいけない事はたくさんあり、窓口に苦情ばかりで福祉課の方も大変だと思いますが、本当に必要なことを後回しにしていないでしょうか。障がいの子どもを持つということ、障がいがあってもあま市にいて幸せと思える人は今あま市に何人いるのだろうか。

◆ 第4章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況 ◆

1 成果目標の達成状況

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画では、これまでの実績や市の実情等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示します。

1-1 地域移行・一般就労への意向の状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画	令和元年度末実績
施設入所者数	(平成28年度末) 52人	46人
【目標値】 令和2年度末の施設入所者削減数	2人	6人
【目標値】 令和2年度(2020年度)末における地域生活移行者数	5人	6人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

- 令和2年度末までに協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画	令和元年度末実績
【目標値】 令和2年度末までの整備	海部圏域で1か所	海部東部地域で 1か所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針】

- 令和2年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画目標	令和元年度末実績
【目標値】 令和2年度末までの整備	海部東部地域で 1か所	未達成 (ただし、令和2年4月に 要綱整備済)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

- 一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業開始から1年後の定着率を8割以上とする。

【現状の取組及び評価】

■福祉施設から一般就労への移行

項目	第5期計画	令和元年度末実績
一般就労移行者数	(平成28年度末) 6人	
【目標値】 令和2年度の一般就労移行者数	9人	9人

■就労移行支援事業の利用者数

項目	第5期計画目標	令和元年度末実績
就労移行支援事業の利用者数	14人	
【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	17人	24人
【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	-	
【目標値】 就労定着支援1年後の就労定着率の目標値	80%	

1-2 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

【国の基本方針】

- 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 児童発達支援センターの設置	市または海部圏域で 1か所	未達成 (ただし、令和3年5月に 開所の予定)

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

【国の基本方針】

- 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 保育所等訪問支援の現在の利用体制の継続・発展	1か所	市で1か所

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本方針】

- 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	海部圏域で 1か所	海部圏域で 1か所

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

【国の基本方針】

- 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

【現状の取組及び評価】

項目	第5期計画目標	実績
【目 標 値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市または海部圏域で 1 か所	海部東部地域で 1か所

■コーディネーターの配置人数

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
第5期計画目標	0人	1 人	1 人
実績	2人	4人	5人

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ態勢整備

【現状の取組及び評価】

■保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

項目	平成 30 年度		平成 31 年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
保育所	44 人	50 人	45 人	55 人	47 人	57 人
認定こども園	2 人	17 人	3 人	13 人	3 人	15 人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	16 人	16 人	18 人	11 人	20 人	6 人

2 障害福祉サービス及び障がい児サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス全体では、利用人数は平成 30 年度では計画を上回っていたものの、令和元年度では計画を下回っています。時間については平成 30 年度では計画を下回っていたものの、令和元年度では計画を上回っています。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の、生活全般にわたる支援を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人を対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がい者を対象として、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者に対して、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの利用量推移（1 か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

サービス名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	計画見込量	人	100	100	105	110
		時間	1,506	1,689	1,773	1,858
同行援護 行動援護	利用実績	人	96	106	99	102
		時間	1,616	1,610	1,829	2,054
重度障害者等 包括支援	実績/見込 比率	%	96.0	106.0	94.3	92.7
		%	107.3	95.3	103.2	110.5

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労移行支援、就労継続支援（B型）が平成30年度、令和元年度ともに計画値を大幅に上回って推移しています。また、就労定着支援も、計画値（1人）に対し、平成30年度で3人、令和元年度で4人と上回っています。

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人を対象として、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者または難病患者等を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション等を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者を対象とし、入浴、排せつや食事等の日常生活能力向上のための支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がい者を対象として、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
就労継続支援(A型、B型)	一般企業等への就労が困難な障がい者を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所(福祉型、医療型)	居宅において介護者が病気等の場合に、障がい者支援施設等で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。
療養介護	常に医療と介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。

■日中活動系サービスの利用量推移（1 か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

サービス名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画見込量	人	169	155	160	165
		人日	3,141	2,518	2,612	2,707
	利用実績	人	162	165	150	144
		人日	2,427	2,484	2,539	2,568
	実績/見込 比率	%	95.9	106.5	93.8	87.3
		%	77.3	98.6	97.2	94.9
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	人	3	2	2	3
		人日	45	30	35	40
	利用実績	人	1	1	2	0
		人日	24	19	34	0
	実績/見込 比率	%	33.3	50.0	100.0	0
		%	53.3	63.3	97.1	0
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	人	3	5	6	6
		人日	57	50	55	60
	利用実績	人	4	3	3	2
		人日	45	46	36	20
	実績/見込 比率	%	133.3	60.0	50.0	33.3
		%	78.9	92.0	65.5	33.3
就労移行支援	計画見込量	人	31	15	16	17
		人日	608	250	265	280
	利用実績	人	16	25	29	26
		人日	258	404	446	435
	実績/見込 比率	%	51.6	166.7	181.3	152.9
		%	42.4	161.6	168.3	155.3
就労継続支援 (A型)	計画見込量	人	90	110	115	120
		人日	1,676	2,082	2,181	2,280
	利用実績	人	100	115	128	140
		人日	1960	2,209	2,513	2,593
	実績/見込 比率	%	111.1	104.5	111.3	116.7
		%	116.9	106.1	115.2	113.7

サービス名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援 (B型)	計画見込量	人	145	125	130	135
		人日	2,618	2,194	2,281	2,369
	利用実績	人	126	152	160	168
		人日	2166	2,368	2,575	2,798
	実績/見込 比率	%	86.9	121.6	123.1	124.4
		%	82.7	107.9	112.9	118.1
就労定着支援	計画見込量	人		1	1	1
	利用実績	人		3	4	5
	実績/見込 比率	%		300.0	400.0	500.0
短期入所 (福祉型)	計画見込量	人	31	60	65	70
		人日	176	271	293	316
	利用実績	人	51	52	58	40
		人日	235	220	251	201
	実績/見込 比率	%	164.5	86.7	89.2	57.1
		%	133.5	81.2	85.7	63.6
短期入所 (医療型)	計画見込量	人	5	10	11	11
		人日	26	26	27	28
	利用実績	人	9	6	4	2
		人日	23	18	14	5
	実績/見込 比率	%	180.0	60.0	36.4	18.2
		%	88.5	69.2	51.9	17.9
療養介護	計画見込量	人	7	5	5	5
	利用実績	人	5	7	8	6
	実績/見込 比率	%	71.4	140.0	160.0	120.0

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が計画値を上回って推移しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

■居住系サービスの利用量推移（1月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

サービス名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画見込量	人		1	2	3
	利用実績	人		0	0	0
	実績/見込比率	%		0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	計画見込量	人	59	55	57	59
	利用実績	人	53	71	84	84
	実績/見込比率	%	89.8	129.1	147.4	142.4
施設入所支援	計画見込量	人	51	51	51	50
	利用実績	人	55	59	49	46
	実績/見込比率	%	107.8	115.7	96.1	92.0

(4) 相談支援

相談支援では、計画相談支援が計画値を上回って推移しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うものです。

■相談支援の利用量推移（1か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

サービス名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画見込量	人	60	75	80	85
	利用実績	人	71	87	90	96
	実績/見込比率	%	118.3	116.0	112.5	112.9
地域移行支援	計画見込量	人	2	1	1	1
	利用実績	人	0	0	1	0
	実績/見込比率	%	0	0	100.0	0
地域定着支援	計画見込量	人	2	1	1	1
	利用実績	人	1	1	1	1
	実績/見込比率	%	50	100.0	100.0	100.0

(5) 障がい児サービス

障がい児サービスでは、放課後等デイサービスで増加傾向がみられます。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行うものです。
障害児相談支援	障がい児支援のサービスの利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行うものです。

■障がい児支援の利用量推移（1か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

サービス名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画見込量	人	23	60	65	70
		人日	129	485	522	562
	利用実績	人	56	62	74	40
		人日	428	382	522	318
	実績/見込比率	%	243.5	103.3	113.8	57.1
		%	331.8	78.8	100.0	56.6
放課後等 デイサービス	計画見込量	人	143	220	230	240
		人日	1,255	2,193	2,295	2,395
	利用実績	人	225	263	274	298
		人日	2,194	2,731	2,944	3,358
	実績/見込比率	%	157.3	119.5	119.1	124.2
		%	174.8	124.5	128.3	140.2

サービス名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問 支援	計画見込量	人	0	2	2	2
		人日	0	3	3	3
	利用実績	人	2	3	2	2
		人日	2	2	2	2
	実績/見込 比率	%	—	150.0	100.0	100.0
		%	—	66.7	66.7	66.7
医療型 児童発達支援	計画見込量	人	8	3	3	3
		人日	122	32	33	35
	利用実績	人	3	2	3	3
		人日	29	14	17	11
	実績/見込 比率	%	37.5	66.7	100.0	100.0
		%	23.8	43.8	51.5	31.4
居宅訪問型 児童発達支援	計画見込量	人		1	2	2
		人日		5	10	10
	利用実績	人		0	0	0
		人日		0	0	0
	実績/見込 比率	%		0	0	0
		%		0	0	0
障害児相談支援	計画見込量	人	17	50	60	70
	利用実績	人	41	47	52	53
	実績/見込 比率	%	241.2	94.0	86.7	75.7

3 地域生活支援事業の実績

3-1 必須事業

■事業の概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援するものです。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援をするものです。
障害者総合支援協議会	あま市、大治町で構成する海部東部障害者総合支援協議会にて、地域の障がい福祉についての課題の協議、研修等の啓発事業、個別の事例検討等を行うものです。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施する機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的職員を配置したり、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言等の取組を実施したりすることにより、相談支援機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な支援を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行うものです。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣をすることにより、意思疎通の円滑化を図るものです。

事業名	内容
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、庁舎内の窓口での各種手続きや相談等のための手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図るものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、障がい者等に対し日常生活用具を給付するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者にヘルパー等を派遣し、外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター事業	創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流促進等の便宜を供与するものです。

■必須事業の利用量推移（年間）

※令和2年度については、上半期の値

事業名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施	未実施
障害者相談支援事業	計画見込量	か所	2	4	4	4
	利用実績	か所	2	2	2	2
	実績/見込比率	%	100.0	50.0	50.0	50.0
障害者総合支援協議会	計画見込量		実施	実施	実施	実施
	利用実績		実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	計画見込量		未実施	未実施	未実施	実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援機能強化事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画見込量		実施	実施	実施	実施
	利用実績		実施	実施	実施	実施

○自発的活動支援事業については、海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施しています。

■必須事業の利用量推移（年間）

※令和2年度については、上半期の値

事業名			単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業	手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	計画見込量	件	28	85	90	95
		利用実績	件	118	131	83	36
		実績/見込 比率	%	421.4	154.1	92.2	37.9
	手話通訳者 設置事業	計画見込		実施	実施	実施	実施
		利用実績		実施	実施	実施	実施
	手話奉仕員 養成研修事 業	計画見込		実施	実施	実施	実施
		利用実績		実施	実施	実施	実施
日常生活用具	介護・訓練支 援用具	計画見込	件	2	7	8	9
		利用実績	件	3	3	4	5
		実績/見込 比率	%	150.0	42.9	50.0	55.6
	自立支援生 活用具	計画見込量	件	26	15	16	17
		利用実績	件	10	11	13	10
		実績/見込 比率	%	38.5	73.3	81.3	58.8
	在宅療養等 支援用具	計画見込量	件	21	30	32	34
		利用実績	件	21	23	9	8
		実績/見込 比率	%	100.0	76.7	28.1	23.5
	情報・意思疎 通支援用具	計画見込量	件	8	7	7	8
		利用実績	件	7	6	6	3
		実績/見込 比率	%	87.5	85.7	85.7	37.5
	排泄管理支 援用具	計画見込量	件	2,057	2,050	2,130	2,210
		利用実績	件	1,975	2,028	2,037	1,060
		実績/見込 比率	%	96.0	98.9	95.6	48.0
	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 （ 住 宅 改 修 費 ）	計画見込量	件	3	2	2	2
		利用実績	件	3	1	6	2
		実績/見込 比率	%	100.0	50.0	300.0	100.0

■必須事業の利用量推移（1 か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

事業名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	計画見込量	人	49	47	49	51
		延時間	504	402	420	436
	利用実績	人	45	44	43	25
		延時間	381	363	310	145
	実績/見込比率	%	91.8	93.6	87.8	49.0
		%	75.6	90.3	73.8	33.3
地域活動支援センター事業	計画見込量	事業所	5	5	5	5
		人	85	60	64	67
		延日数	757	702	754	800
	利用実績	事業所	5	5	5	5
		人	59	63	71	64
		延日数	679	667	727	711
	実績/見込比率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
		%	69.4	105.0	110.9	95.5
		%	89.7	95.0	96.4	88.9

3-2 任意事業

■任意事業の概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、障がい者の自立及び社会参加の促進を図るものです。
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
自動車改造助成事業	身体障がい者が自ら所有し運転する、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。
自動車運転免許証取得助成事業	身体障がい者が就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として、普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

■任意事業の利用量推移（1 か月あたり）

※令和2年度については、上半期の値

事業名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	計画見込量	人	8	5	6	6
		延日数	22	32	35	38
	利用実績	人	4	4	6	6
		延日数	26	30	37	38
	実績/見込比率	%	50.0	80.0	100.0	100.0
		%	118.2	93.8	105.7	100.0
日中一時支援事業	計画見込量	人	82	77	81	85
		延日数	615	440	452	465
	利用実績	人	75	93	107	98
		延日数	427	588	729	797
	実績/見込比率	%	91.5	120.8	132.1	115.3
		%	69.4	133.6	161.3	171.4
更生訓練費支給事業	計画見込量	人	0	4	5	5
		延日数	0	70	75	80
	利用実績	人	5	8	8	11
		延日数	90	149	237	184
	実績/見込比率	%	—	200.0	160.0	220.0
		%	—	212.9	316.0	230.0

■任意事業の利用量推移(年間)

※令和2年度については、上半期の値

自動車改造助成事業	計画見込量	件	6	8	9	9
	利用実績	件	5	5	3	2
	実績/見込比率	%	83.3	62.5	33.3	22.2
自動車運転免許証取得助成事業	計画見込量	人	1	1	1	1
	利用実績	人	0	0	1	0
	実績/見込比率	%	0	0	100.0	0

◆ 第5章 計画の基本的な考え方 ◆

1 計画の基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを第一に、本市においても、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

この基本理念を「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」においても共有し、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

障がいのある人もない人も、
お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現

2 基本的視点

本計画は、国が示す障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がい種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等を受けることができるよう、市を実施主体とした提供体制づくりを進めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境作りや地域生活移行、就労移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で様々な障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がい者の文化芸術の活動の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

◆ 第6章 第6期障がい福祉計画 ◆

1 第6期計画の基本的な考え方

本計画では、8つの基本の方針を定め、引き続き障害福祉サービスの基盤整備を推進していきます。

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

(7) 相談支援体制の整備・充実

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。

(8) 障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障害を含む）
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

4 計画の内容

- (1) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 令和5年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	● 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ● 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------------------	---

【目標設定の考え方】

地域移行者数については、令和元年度末時点での施設入所者数は46人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される3人として設定します。

施設入所者数については、令和元年度末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて1名減少とし45人として設定します。

指標	令和元年度 施設入所者数	令和5年度 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	46 人	3 人
施設入所者数		45 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	● 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ● 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ● 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

本目標については、愛知県が目標の設定を行うため、市では設定をしません。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	● 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点については、あま市地域生活支援拠点事業実施要綱を制定済みであり、令和5年度までにその機能の充実を図ります。

指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所 (機能の充実)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	● 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上 ● 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する ● 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする
---------------	---

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度末時点の移行者数は9人となっているため、本計画における目標値は、12人として設定します。

うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は9人、うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者は2人、うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者は1人と設定しました。

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合については、9人（75%）とします。

また、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、本計画中での整備は難しいと判断し、令和5年度時点では設定はしません。

指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者	9人	12人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	9人	9人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	2人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	5人	9人
就労定着支援事業の就労定着率※2		—

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

（５）相談支援体制の充実・強化等

新規

国の基本指針	令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
--------	--

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指標	令和元年度実績	令和５年度目標
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（回数／年）	—	1回／年

（６）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

新規

国の基本指針	令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

指標	令和元年度実績	令和５年度目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	—	2人
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	—	1回

6 障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

2-1 自立支援給付の見込量

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人	105	108	110
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	2,080	2,100	2,120

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート結果では今後3年以内の利用は、「居宅介護」、「同行援護」、「行動援護」で約3割の利用者が増やしたいという意向を持っています。
- 今まで利用されている人の利用だけでなく、入院・入所者の地域移行等による新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できる提供体制の確保に努めます。
- 今後、増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	150	152	155
	人日	2,580	2,600	2,630
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
	人日	34	36	38
自立訓練(生活訓練)	人	3	3	3
	人日	40	42	42
就労移行支援	人	32	35	38
	人日	460	470	480
就労継続支援(A型)	人	130	132	134
	人日	2,552	2,592	2,631
就労継続支援(B型)	人	165	170	175
	人日	2,655	2,736	2,816
就労定着支援	人	5	7	8
短期入所(福祉型)	人	60	60	62
	人日	260	260	268
短期入所(医療型)	人	6	6	6
	人日	18	18	18
療養介護	人	8	8	9

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査結果では今後3年以内の利用は「自立訓練」、「就労移行支援」で約3割の利用者が増やしたいという意向を持っています。
- 介護が必要とする人を対象とした生活介護事業を推進します。
- 就労継続支援事業の提供体制の整備に努めます。
- 障がい者の企業等への就労機会の拡大のため、就労移行支援の提供体制の確保に努めます。

- 地域生活への移行を図るため、軽度の施設入所者に対して、日中活動系サービスの利用を促します。
- 就労移行支援の利用者が、一般就労へつながるよう公共職業安定所等と連携し、支援します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内のみならず近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1	2	2
共同生活援助(グループホーム)	人	84	86	88
施設入所支援	人	46	45	45

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者のサービス提供を促進します。

<共同生活援助（グループホーム）>

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がい者が地域で自立して暮らしていける体制づくりを図ります。
- さらにグループホームの整備を促進するため、事業者に対する補助制度の活用の周知を行うとともに、地域住民の障がい者への理解を促します。

<施設入所支援>

- 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需要が見込まれることから、今後も引き続きグループホームの整備促進を図っていきます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	100	105	110
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	2

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査結果では今後3年以内の利用は「地域移行支援」では4割、「地域定着支援」では5割の利用者が増やしたいという意向を持っています。
- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者の活用を図ります。
- 相談支援員の資質向上や増員に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者がそれぞれのライフステージを通して総合的かつ計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。

2-2 地域生活支援事業の見込量

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施していきます。

(1) 必須事業

■見込量（年間 ※例外除く）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
	障害者総合支援協議会	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	未実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71 件	75 件	78 件
	手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	6 件	6 件	7 件
	自立生活支援用具	16 件	17 件	18 件
	在宅療養等支援用具	16 件	18 件	19 件
	情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	7 件
	排せつ管理支援用具	2,005 件	2,060 件	2,107 件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4 件	4 件	4 件
移動支援事業	※1か月あたり	30 人	33 人	36 人
		156 時間	168 時間	180 時間
地域活動支援センター事業	事業所	5 か所	5 か所	5 か所
	※1か月あたり	66 人	68 人	68 人
		720 日	728 日	728 日

○自発的活動支援事業については、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、海部東部障害者総合支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

<相談支援>

- 気軽に相談できる相談支援体制の整備と充実のため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。
- 障がい者がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。
- ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実を図ります。
- 海部東部障害者総合支援協議会及び市権利擁護支援センター（仮称・令和3年4月設置予定）を活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止等の取組を推進します。

<意思疎通支援事業>

- 障がい者に対し、意思疎通支援事業の周知を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実を図り、サービスの利用を促進します。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。

<日常生活用具給付等事業>

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な給付をします。
- 障がい者の社会参加を促進するため、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を給付します。

<移動支援事業>

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 移動支援については、利用者のニーズの把握をし、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。
- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援等の移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- 移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。

<地域活動支援センター>

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターの活動が活発に行われるよう情報提供や助言等の支援をします。

(2) 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を実施していきます。

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	7	7	8
	日	42	42	48
日中一時支援事業	人	100	105	110
	日	805	816	824
更生訓練費支給事業	人	10	10	11
	日	180	180	198

■見込量（年間）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	件	10	10	10
自動車運転免許証取得助成事業	人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

<訪問入浴サービス事業>

- 利用者の意向を踏まえサービス事業者の確保に努めます。

<日中一時支援事業>

- 介護者の負担を軽減するため、日中一時支援の利用を促進します。
- 障がい児が、放課後や夏休み等に活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がい児を持つ親の介助負担の軽減に努めます。

<更生訓練費支給事業>

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。

<自動車改造費助成事業>

- 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

<自動車運転免許証取得助成事業>

- 自動車運転免許証取得費の補助制度の周知を図ります。

◆ 第7章 第2期障がい児福祉計画 ◆

1 第2期計画の基本的な考え方

本計画は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・ 18歳未満の知的障がいのある児童
- ・ 18歳未満の精神に障がいのある児童

4 計画の内容

- （1）障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- （2）令和3年度から令和5年度までの各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 令和5年度の数値目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	- 令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置) - 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 - 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
---------------	--

【目標設定の考え方】

指標	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	無	市で1か所 (令和3年5月開所予定)
保育所等訪問支援の充実	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	海部圏域で 1か所	海部圏域で 1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	海部東部地域で 1か所	海部東部地域で1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	4人	5人

(2) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量(人)	定量的な目標(見込)(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	57人	58人	59人	60人
認定こども園	15人	16人	16人	16人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	6人	6人	6人	7人

6 障がい児サービスの見込量

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	48	55	60
	人日	350	402	438
放課後等デイサービス	人	300	320	330
	人日	3,603	3,840	3,967
保育所等訪問支援	人	3	3	3
	人日	3	3	3
医療型 児童発達支援	人	3	3	3
	人日	17	18	19
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2
	人日	10	10	10
障害児相談支援	人	55	59	62

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 児童発達支援については、人員体制を整備し、事業の拡充を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、利用者も増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員の育成を図ります。

◆ 第8章 資料編 ◆

策定委員会要綱及び名簿記載予定